

東大和市一般廃棄物処理基本計画(案)

「東大和市ごみゼロを目指したまちづくり基本計画」

(ごみゼロプラン)

令和 年 月



目 次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 一般廃棄物処理基本計画	1
2. 計画期間	1
3. 計画の背景	1
4. 他の計画との関連性	1
5. 組織市との連携	1
6. 他市との連携	1
7. SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて	2
第2章 基本理念	3
第3章 基本方針	4
1. 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する	4
2. 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する	4
3. 市民・事業者・行政の三者が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する	4
(1) 市民の役割	4
(2) 事業者の役割	5
(3) 行政の役割	5
第4章 東大和市の廃棄物処理の現状	6
1. 人口及び世帯の状況	6
(1) 人口及び世帯の推移	6
(2) 年齢3区分別人口割合の推移	7
2. ごみ量・資源回収量の推移	7
(1) ごみ量の推移	7
(2) 資源回収量の推移	8
(3) ごみの組成	9
(4) 他自治体とのごみ量の比較	9
3. 清掃事業の現状	10
(1) 組織体制	10
(2) 概要	11
(3) 廃棄物処理フロー	14
4. 収集・運搬	15
(1) 廃棄物の分別区分と収集方法等	15
(2) 処理費用の負担	16
5. 中間処理	17
(1) リサイクル施設	17
(2) 衛生組合	17
6. 最終処分	19

7. ごみ処理経費	20
8. 前計画の達成状況	20
第5章 東大和市の廃棄物処理における課題	21
1. 発生・排出抑制	21
(1) 総ごみ排出量	21
(2) 食品ロス	21
(3) 拡大生産者責任	21
2. 廃棄物の収集	21
(1) 容器包装廃棄物に係る行政関与の低減	21
(2) 戸別収集の導入の検討	22
3. リサイクル及びリユース	22
(1) プラスチックの資源化	22
(2) リユース対策	22
4. 中間処理	22
(1) 3市共同資源化事業	22
(2) 衛生組合	22
5. 最終処分	23
6. 市民活動への支援	23
7. 廃棄物処理費用の適正化	23
(1) 廃棄物処理に係る財政負担の軽減	23
(2) 情報公開	23
第6章 今後の排出物の発生と処理の目標	24
1 目標1 市民一人1日当たりの廃棄物排出量は610g以下を目指す（総排出量）	24
2 目標2 衛生組合への廃棄物搬入量（資源ごみ（集団回収含む）及び有害ごみを除く）は	25
3 目標3 最終処分量は搬入配分量以下を目指す	25
第7章 目標達成のための施策	26
1. 施策の体系	26
施策1 目標達成のための具体的な施策	28
施策2 市民及び事業者への情報提供や指導	30
施策3 環境学習プログラムの提供	34
施策4 市民、事業者及び他機関との連携	35
施策5 処理費用負担のあり方の検討	39
施策6 中間処理施設の運用	39
施策7 最終処分場の延命化	40
施策8 国や都への要望	40
2. 計画管理	41
(1) 計画管理の方法	41
(2) 計画管理手法の公表	41

(3) 計画管理シート	42
(4) 各年度における施策管理シート	44
資料1 東大和市の概況	1
1. 位置及び面積	1
2. 人口動態	2
3. 世帯人員別世帯数の推移	3
4. 事業所数の推移	4
5. 土地利用	5
資料2 清掃事業の現状	6
1. 市の中間処理施設	6
2. 収集地区割	7
3. 排出物の発生状況	8
(1) ごみ質の経年変化	8
(2) 資源物収集量	9
4. 東大和市廃棄物減量等推進審議会	11

第1章 計画の位置づけ

1. 一般廃棄物処理基本計画

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づく、一般廃棄物処理の長期的かつ総合的視点に立ったもので、し尿及び生活排水を除く計画である。

2. 計画期間

この計画の期間は、令和5年度から9年度までの5年間とする。

ただし、著しい状況の変化が生じた場合には、それ以前であっても見直すものとする。

3. 計画の背景

平成30年3月に東大和市一般廃棄物処理基本計画を策定し、これを指針として、廃棄物の発生・排出抑制、資源化及び適正処理を推進してきた。

今回の見直しは、計画の策定から5年を経過することに伴うもので、今後の諸課題を解決するため、市民・事業者・行政が協働し、共に行動することによって、更なる廃棄物の発生・排出抑制と適正処理を図ることを目的とする。

4. 他の計画との関連性

この計画は、上位計画である「東大和市総合計画『輝きプラン』(第三次基本構想・第五次基本計画)」に基づくもので、「東大和市環境基本計画」とも連動を図るものである。

今後、廃棄物処理行政を進める上で、最も基本的な方針を示すもので、廃棄物の収集・運搬に関する計画、各年度の処理計画等は、本計画に基づくものとする。

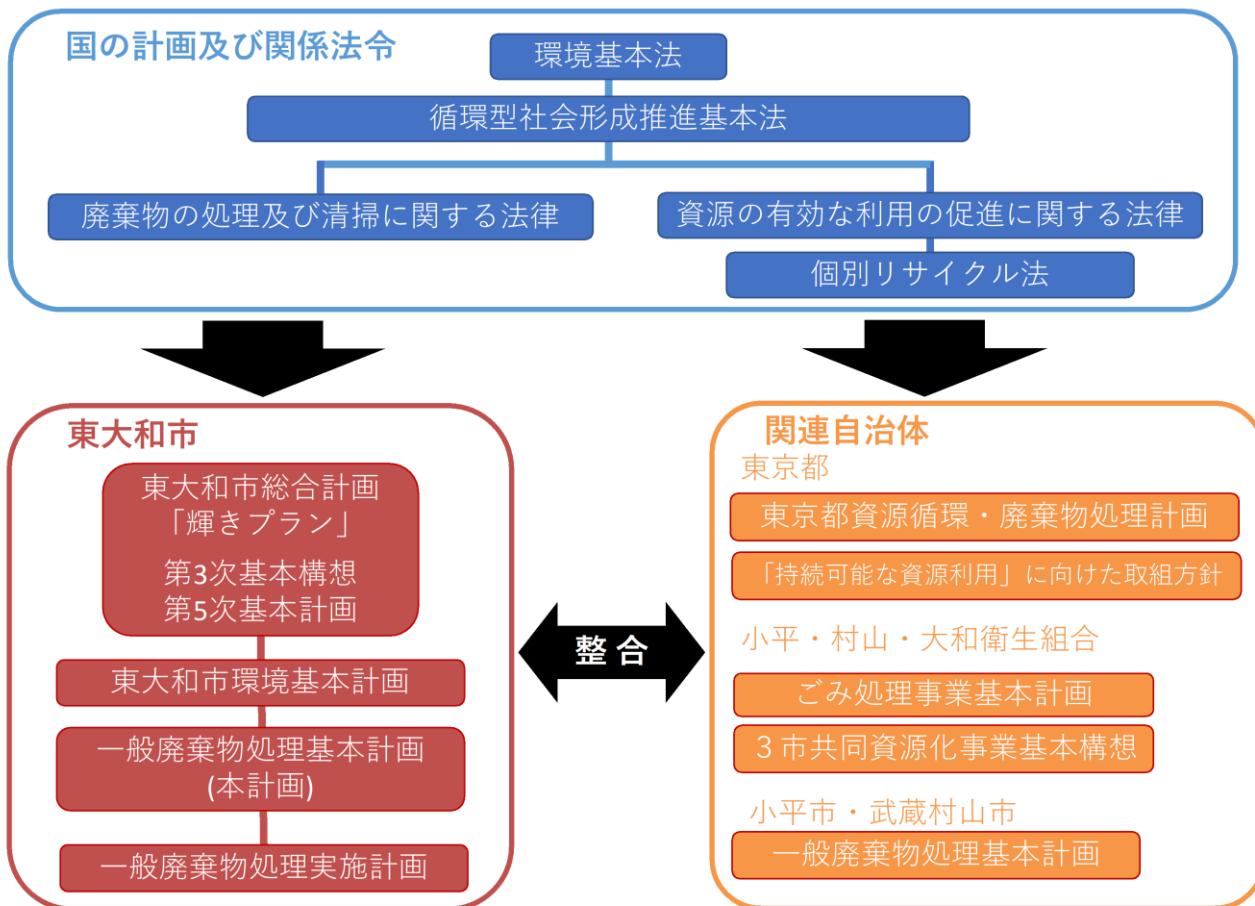
5. 組織市との連携

当市、小平市及び武蔵村山市(以下「組織市」という。)は、小平・村山・大和衛生組合(以下「衛生組合」という。)の中間処理施設を共同で設置していることから、廃棄物減量等については、衛生組合の3市ごみ処理事業推進本部等において連絡・調整を行い、今後の施策を展開する。

また、当市を含めた多摩地域25市1町の廃棄物は、東京たま広域資源循環組合(以下「循環組合」という。)の日の出町ニツ塚廃棄物広域処分場(以下「ニツ塚処分場」という。)で最終処分を行っていること、最終処分場では処分できる容量に限りがあることから、廃棄物の減容に努めていく。

6. 他市との連携

可燃ごみ等の処理について、相互支援が必要な事態が発生した場合は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、支援・協力を図ることとしている。現在、衛生組合のごみ焼却施設が老朽化・旧式化していることから、施設の建て替え期間中(令和3年4月～令和7年9月末)は、組織市から発生する可燃ごみの一部を、多摩地域の他のごみ焼却施設で処理をしている。



7. SDGs (持続可能な開発目標)の達成に向けて

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「Transforming our world:the 2030 Agenda for Sustainable Development (我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ)」の一部であり、令和 12 年を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取組むとされている。

SDGsについて、達成すべき具体的な目標として、17 のゴール(意欲目標)と 169 のターゲット(行動目標)が示されている。

この SDGs について、国では、平成 28 年に「SDGs 実施指針」を策定し、SDGs を全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしている。

当市では、SDGs で掲げられている 17 のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関係があり、地方自治体の取組そのものが、SDGs の達成につながるものであると考えている。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGs の達成に取り組んでいく。

上記のうち、本計画と密接な関係のあるゴールは以下のとおりである。



第2章 基本理念

従来の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、地球環境の破壊や資源物の枯渇、最終処分場のひっ迫など、環境・廃棄物問題を引き起こしてきた。

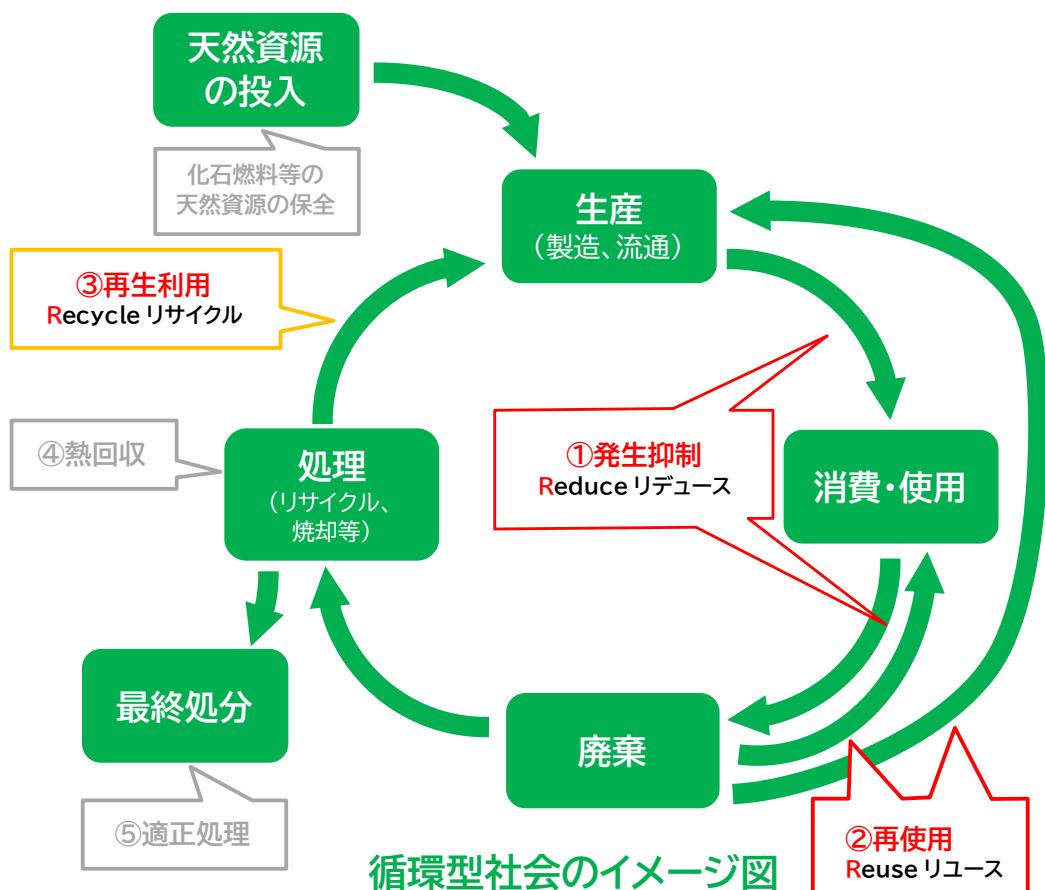
環境への負荷をできる限り低減し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していくためには、生産・流通の段階にまでさかのぼり、廃棄物の発生・排出抑制、再使用及び再利用に積極的に取組む必要がある。

市では、市民・事業者・行政が、三位一体となり、協働して取組を推進していくとともに、それぞれの役割を認識し行動に移すことで、ごみの減量・資源化につなげ循環型社会の実現を目指す。

循環型社会の実現のためには、生産や流通の段階から、廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルを促進し、生産者等に一定の役割を果たしてもらう、いわゆる拡大生産者責任への取組みや、仕組み作りが必要である。

また、市民は、廃棄物の適正な分別排出を行い、資源物については、小売業者による店頭回収の利用に努めるなど、ライフスタイルの見直しが必要となってくる。

市では、このような考え方から、事業者による自主的な取組みに協力を求めるとともに、発生・排出段階からモノの流れを見直すことにより、発生・排出抑制と資源循環の仕組みをつくっていく。



第3章 基本方針

1. 廃棄物の発生・排出抑制に努め、廃棄物の減量を推進する

循環型社会の形成を推進する観点から、リサイクルより優先順位の高い 2R（リデュース・リユース）の取組みがより進む環境の構築を目指し、特にリデュース（廃棄物の発生・排出抑制）を基本とした廃棄物の減量を推進する。

2. 中間処理と最終処分を考慮し、廃棄物の減量を推進する

組織市が共同で中間処理を行っている衛生組合では、ごみ焼却施設が老朽化・旧式化していることから、施設の建て替えを進めており、この建て替え期間は組織市から発生する可燃ごみの一部を多摩地域の他のごみ焼却施設で処理をしているため、更なる廃棄物の減量を目指す。

また、中間処理施設の負担軽減や、コスト抑制等を目的に、異物混入防止、適正排出を推進するために組織市間の資源化基準の統一を目指す。

最終処分については、循環組合のニッ塚処分場で処分を行っており、埋立進捗率は 44.7%（令和 3 年度末現在）となっている。また、平成 30 年 4 月から、不燃・破碎残さについては、埼玉県大里郡寄居町にある民間の処理施設に搬入し、資源化をしている。

3. 市民・事業者・行政の三者が一体となり、廃棄物の減量施策を推進する

三者のそれぞれが役割分担のもと、一体となって施策を推進できる環境を構築していくことが求められる。

市では、市民には「適正な分別排出」を、事業者に対しては「拡大生産者責任」を果たしてもらうよう意識啓発に取組むとともに、「廃棄物の適正な処理」を行い、可能な限り資源物を回収することで、廃棄物の減量につなげる取組みを推進する。

（1）市民の役割

市民は、過剰包装を断る、使い捨て製品の使用を抑える等の行動によって、廃棄物をできるだけ出さないように努める。また、食材については必要な分だけを購入するなど、食べ残しなどが出ないように心がける。

ア 発生・排出抑制（リデュース）対策

詰め替えできる製品を買う、余分なものは買わない、マイバッグを持参するなどの発生・排出抑制に努める。

イ 再使用（リユース）対策

できる限りくり返し使用する。また、不用となったものは、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、再使用ができるように努める。

ウ 再資源化（リサイクル）対策

分別排出への協力、資源物集団回収活動への参加、再生品の積極的な使用などに努める。

(2) 事業者の役割

製造・販売したものが、廃棄物になった後のことまでを考え、再資源化しやすい製品を製造・販売する。

ア 発生・排出抑制（リデュース）対策

生産過程で、廃棄物の発生が少ない商品の開発や、販売に努める。

イ 再使用（リユース）対策

使い捨て容器から、くり返し使用できる（リターナブル容器）製品への転換に努める。

ウ 再資源化（リサイクル）対策

製品の自主回収に努める。事業者による製品の自主回収の促進は、製品の設計及び製造段階から、環境配慮に取組むことにつながる。

(3) 行政の役割

発声・排出抑制に取組む意識を高め、循環型社会の構築に向けて、積極的に施策を展開するとともに、市民や事業者の見本となるべく具体的な行動を実施する。

また、地域における資源物集団回収活動を推進し、資源物の適正処理に努める。

第4章 東大和市の廃棄物処理の現状

1. 人口及び世帯の状況

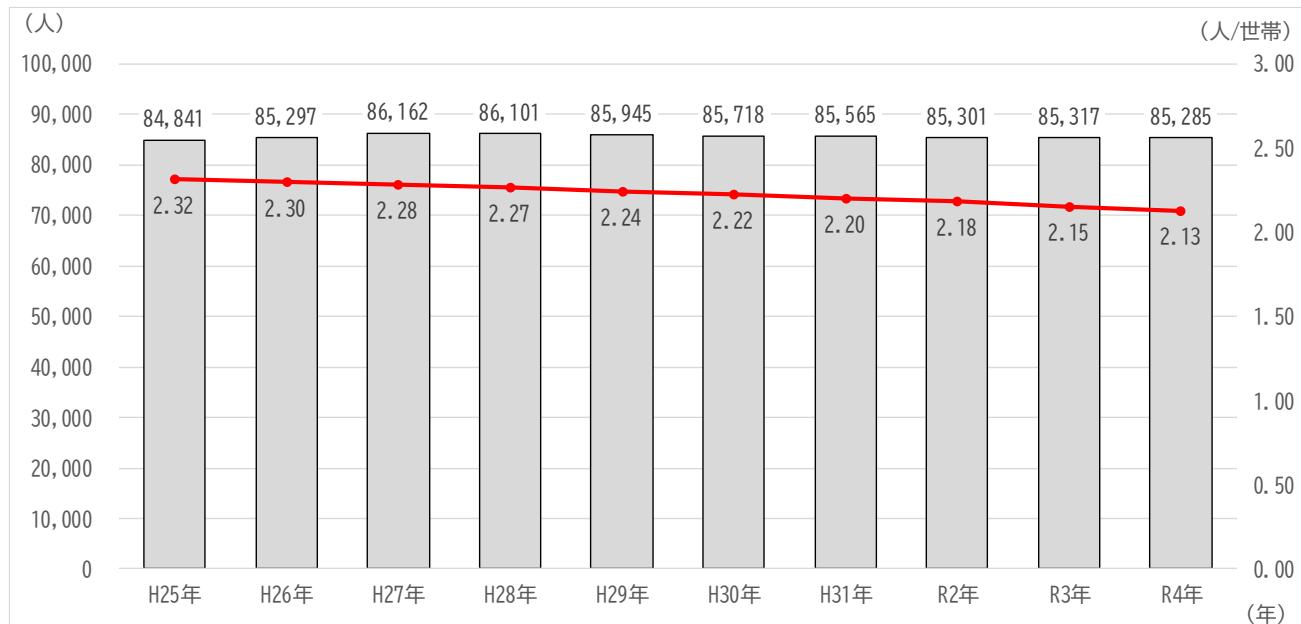
(1) 人口及び世帯の推移

当市の人口は、令和4年1月1日現在、人口85,285人、世帯数40,049世帯である。人口推移を見ると、平成26年度をピークに減少傾向で推移している。また、1世帯当たり人口に関しては、年々減少傾向にあり、令和3年度は2.13人/世帯となっている。

表1-1 人口及び世帯数の推移

		H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年
人口	(人)	84,841	85,297	86,162	86,101	85,945	85,718	85,565	85,301	85,317	85,285
世帯数	(世帯)	36,630	37,108	37,742	37,966	38,291	38,544	38,852	39,117	39,610	40,049
1世帯当たり人口	(人/世帯)	2.32	2.30	2.28	2.27	2.24	2.22	2.20	2.18	2.15	2.13

各年1月1日現在



出典：東大和市人口推計調査報告書(各年1月1日現在)

図1-1 人口の推移

(2) 年齢3区別人口割合の推移

人口に占める年齢別の割合をみると、令和2年の高齢者（65歳以上）は、27.4%となっており、平成22年の21.8%から5.6ポイント増加し、高齢化が進展している。

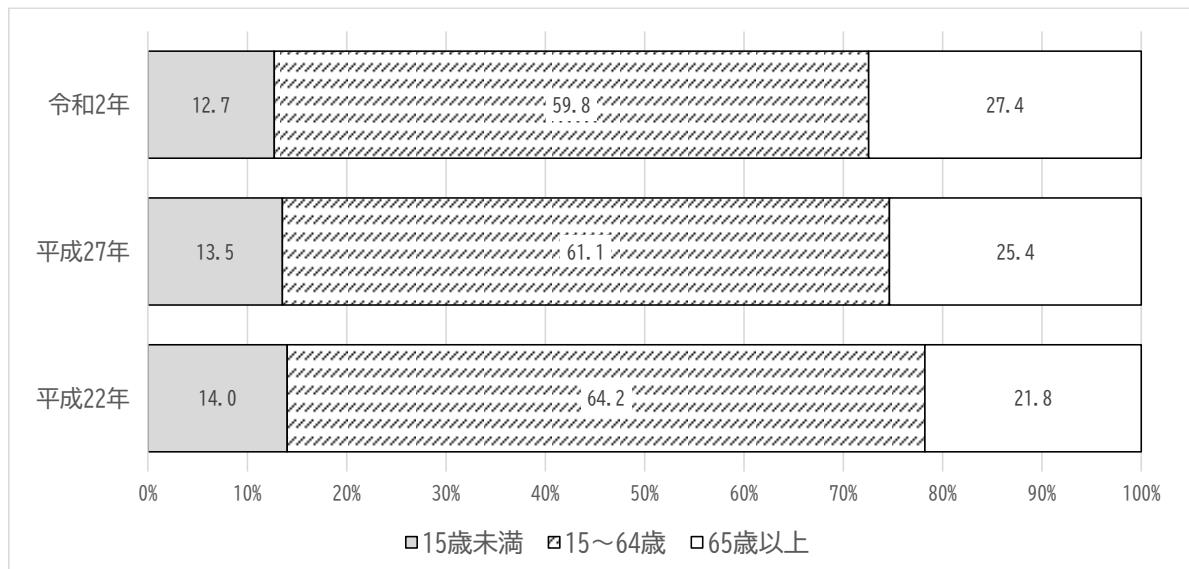


図1-2 年齢3区別人口

2. ごみ量・資源回収量の推移

(1) ごみ量の推移

総ごみ量は平成27年度までは減少傾向で推移してきたが、それ以降は横ばいから増加に転じており、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり、大きく増加している。しかし、令和3年度には再び減少に転じている。

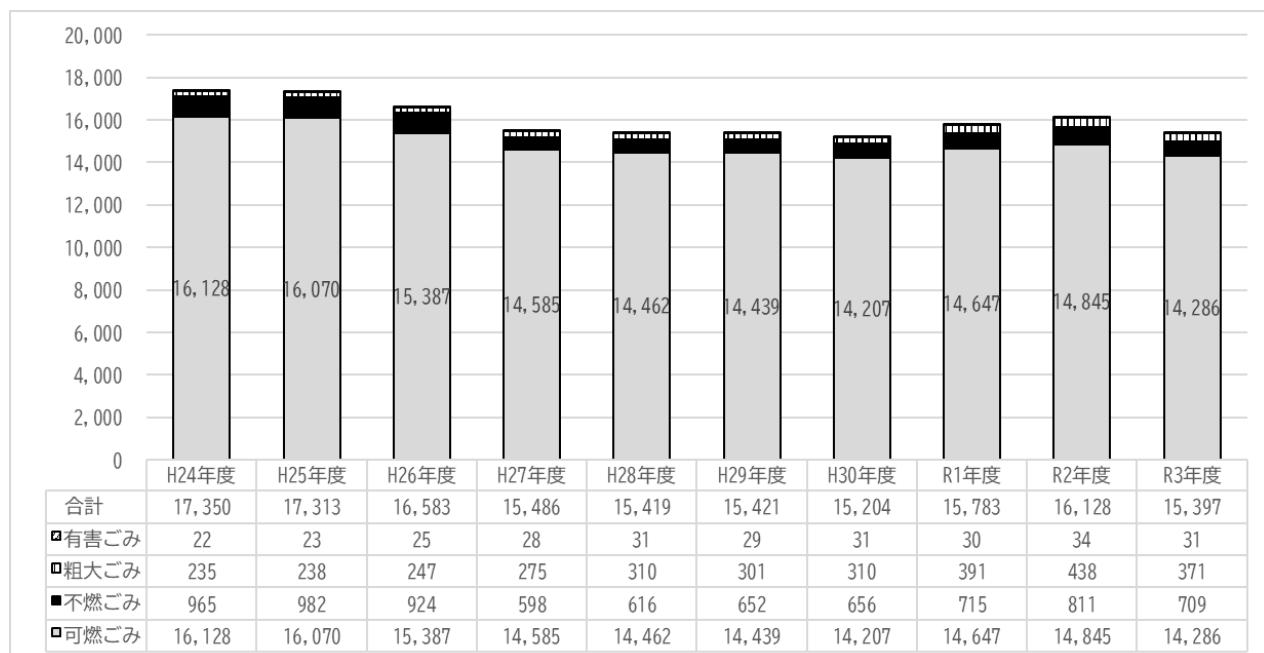


図1-3 総ごみ量の推移

1人1日当たりの排出量（資源物及び資源物集団回収量を含む）は、例年多摩地域の平均は下回っているが、平成30年度までは減少傾向で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等もあり令和2年度に大きく増加しており、令和3年度時点では661gで目標値の650g（令和4年度）を達成していない状況である。

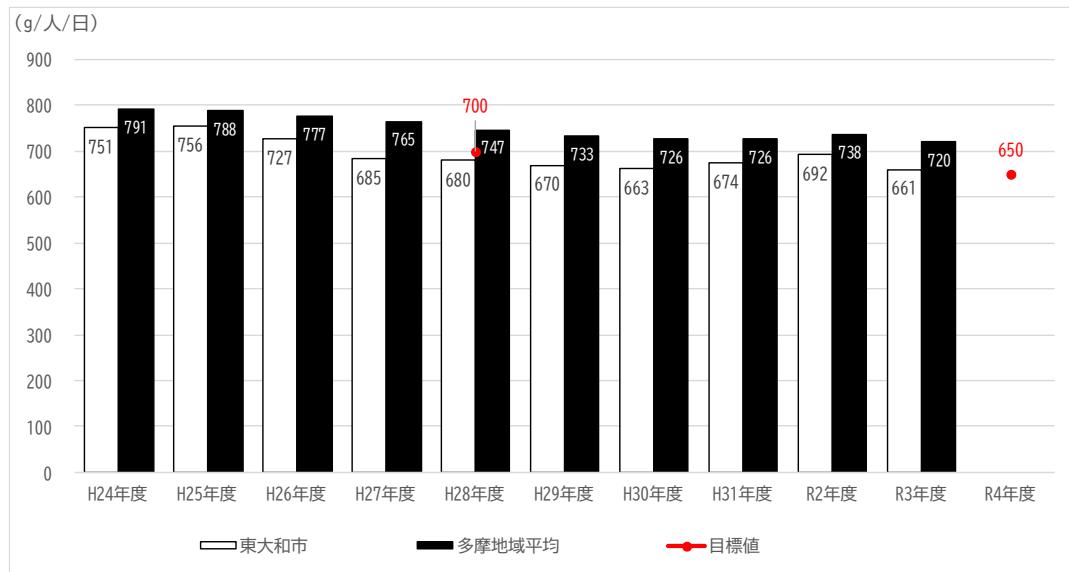


図1-4 1人1日当たりの総ごみ量の推移

(2) 資源回収量の推移

資源回収量に関しては、平成26年度の6,256tをピークに減少傾向で推移しており、令和3年度は5,184tとなっている。

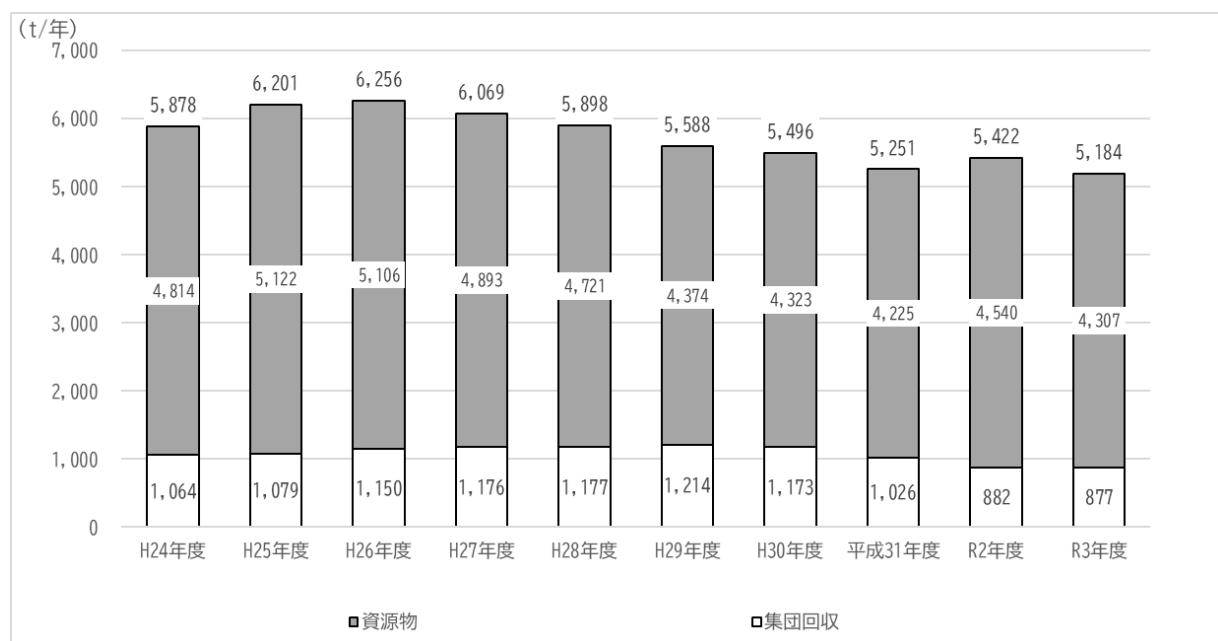
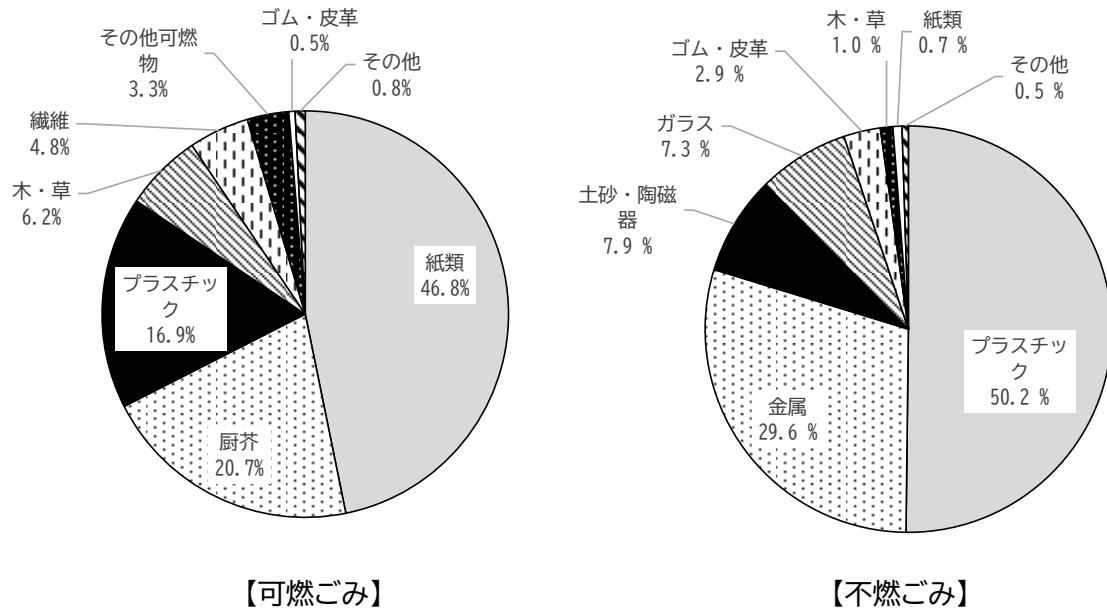


図1-5 資源回収量の推移

(3) ごみの組成

可燃ごみの組成では、紙類 46.8%、厨芥 20.7%、プラスチック 16.9%の割合が高く、不燃ごみでは、プラスチック 50.2%、金属 29.6%の割合が高くなっていることから、適正な分別排出の徹底が必要である。

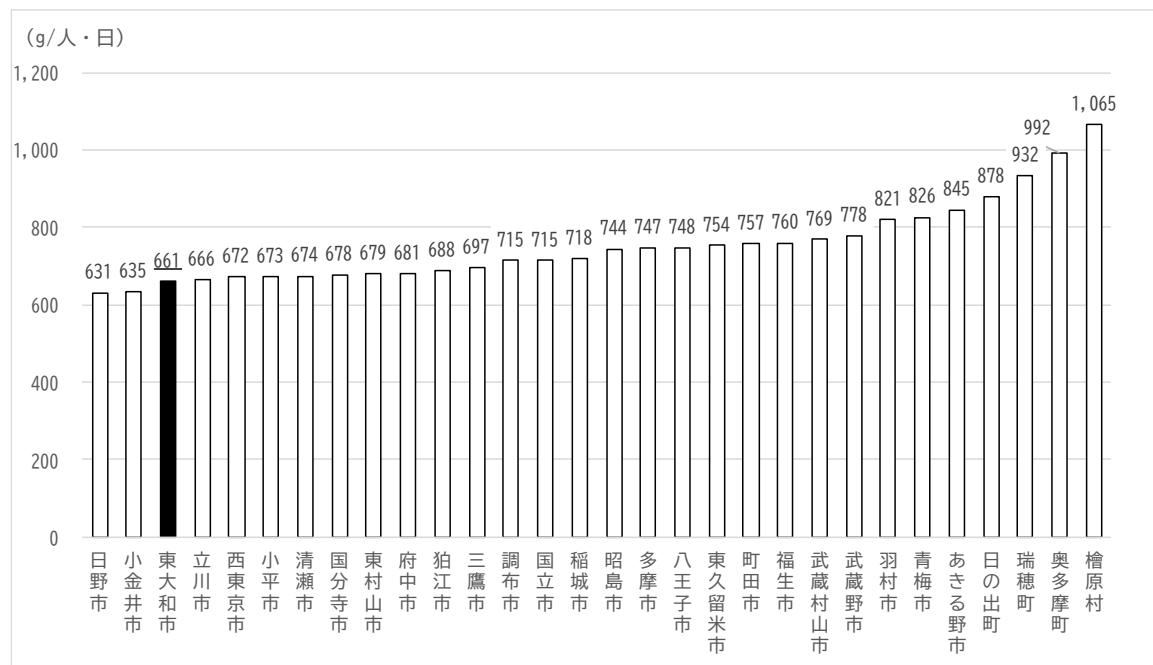


出典:小平・村山・大和衛生組合(令和3年度調査結果)

図1-6 ごみの組成(令和3年度)

(4) 他自治体とのごみ量の比較

令和3年度の多摩地域の排出原単位（集団回収量を含む）を比較すると、東大和市は3番目に少ない排出量となっている。これは市民一人ひとりと、事業者がごみ減量に取組んできた成果である。



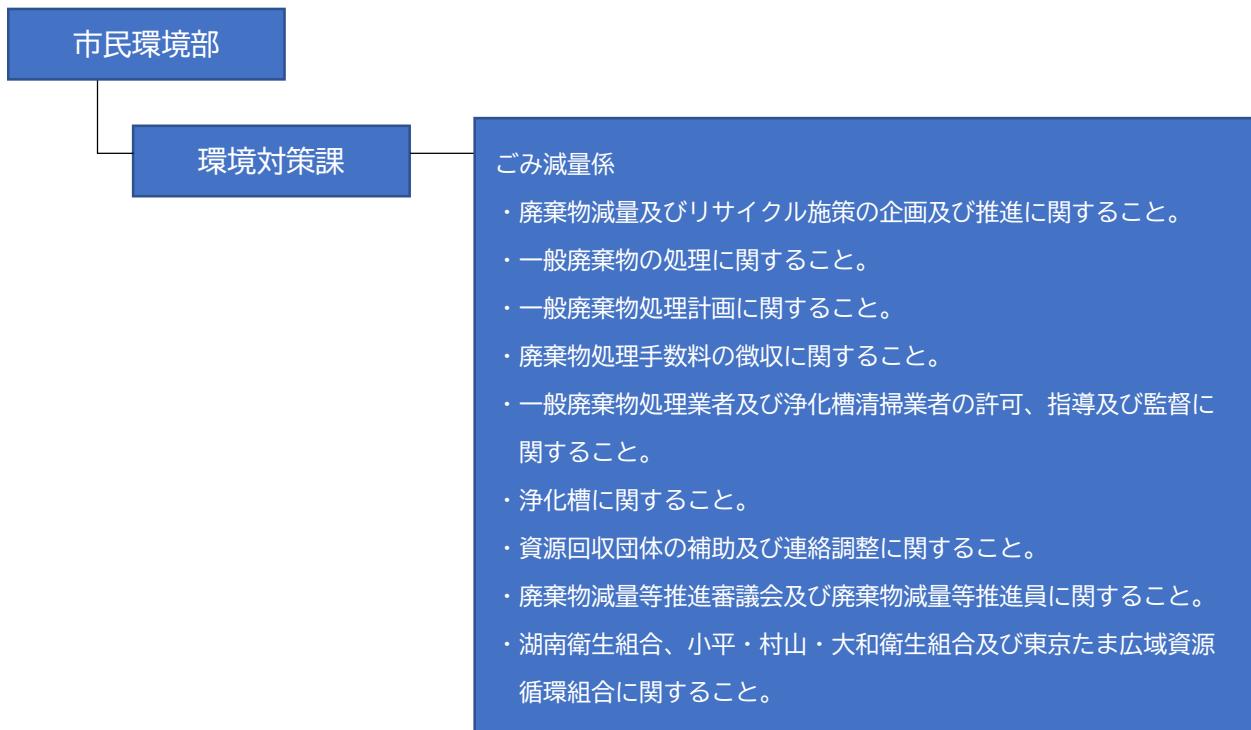
出典:多摩地域ごみ実態調査 2021(令和3)年度統計

図1-7 多摩地域での比較(令和3年度)

3. 清掃事業の現状

(1) 組織体制

清掃事業は、市民環境部環境対策課が、次の事務分掌により行っている。



(2) 概要

清掃事業の沿革

清掃事業の沿革を以下に示す。

年度	内 容
昭和 38 年度	大和町全域が特別清掃区域に指定される。昭和 38 年度実績 ごみ処理実施世帯 2,343 世帯 収集ステーション 180 か所 可燃物 週2回、不燃物 週1回の収集 収集運搬は町直営及び民間委託 町の収集車輛 2台 収集手数料 有料
昭和 40 年度	1市2町（小平市、村山町、大和町）による一部事務組合を設立（小平・村山・大和衛生組合）し、共同処理事業に移行
昭和 45 年度	一般家庭収集手数料を無料とする。
昭和 51 年度	東京都市廃棄物処分地管理組合（一部事務組合）の設立及び加入
昭和 52 年度	市内 3 モデル地区において有価物を収集（～昭和 57 年度） 上北台地区、芋窪地区及び第一光が丘地区
昭和 54 年度	処理手数料の改定
昭和 55 年度	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の設立及び加入 構成：25 市2町
昭和 60 年度	ごみ収集業務を民間委託 市直営は、粗大ごみと犬猫等の死体処理となった。 有価物集団回収報償金交付制度の実施 資源物集団回収推進報償金交付制度 資源物回収業者支援報償金交付制度
平成 2 年度	コンポストモニター制度 50 世帯開始
平成 3 年度	空き缶回収ボックス「かんがるー」による空き缶収集を開始 コンポスターの無償貸付を開始
平成 4 年度	モデル地区での生きびん収集（芝中団地、上北台団地） 公共施設等における牛乳パックの収集 ストックヤードの建設
平成 5 年度	モデル地区での金属、缶、びん及び紙類・布類の5分別収集（湖畔地区、第一光が丘団地） 東大和市廃棄物減量等推進審議会発足 東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行
平成 6 年度	缶・びんの資源物収集を一部地域で実施 粗大ごみ収集業務を民間委託 暫定での施設により、リサイクル業務を稼働 カラスネットを試行的に貸与開始
平成 7 年度	缶・びんの資源物収集をほぼ全域で実施 紙類・布類を加え、「缶、びん、紙類・布類」の4品目を資源物として収集 公共施設やスーパーなどで、ペットボトル及び発泡スチロールトレイ（白色）の拠点収集を開始 東大和市廃棄物減量等推進審議会答申 「東大和市におけるごみ減量の進め方について」
平成 8 年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会答申 「リサイクル文化センターについて」 生ごみ処理機（容器）の購入費補助開始 黒いごみ袋による排出の全面廃止 東大和市廃棄物減量等推進審議会に諮問 「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」

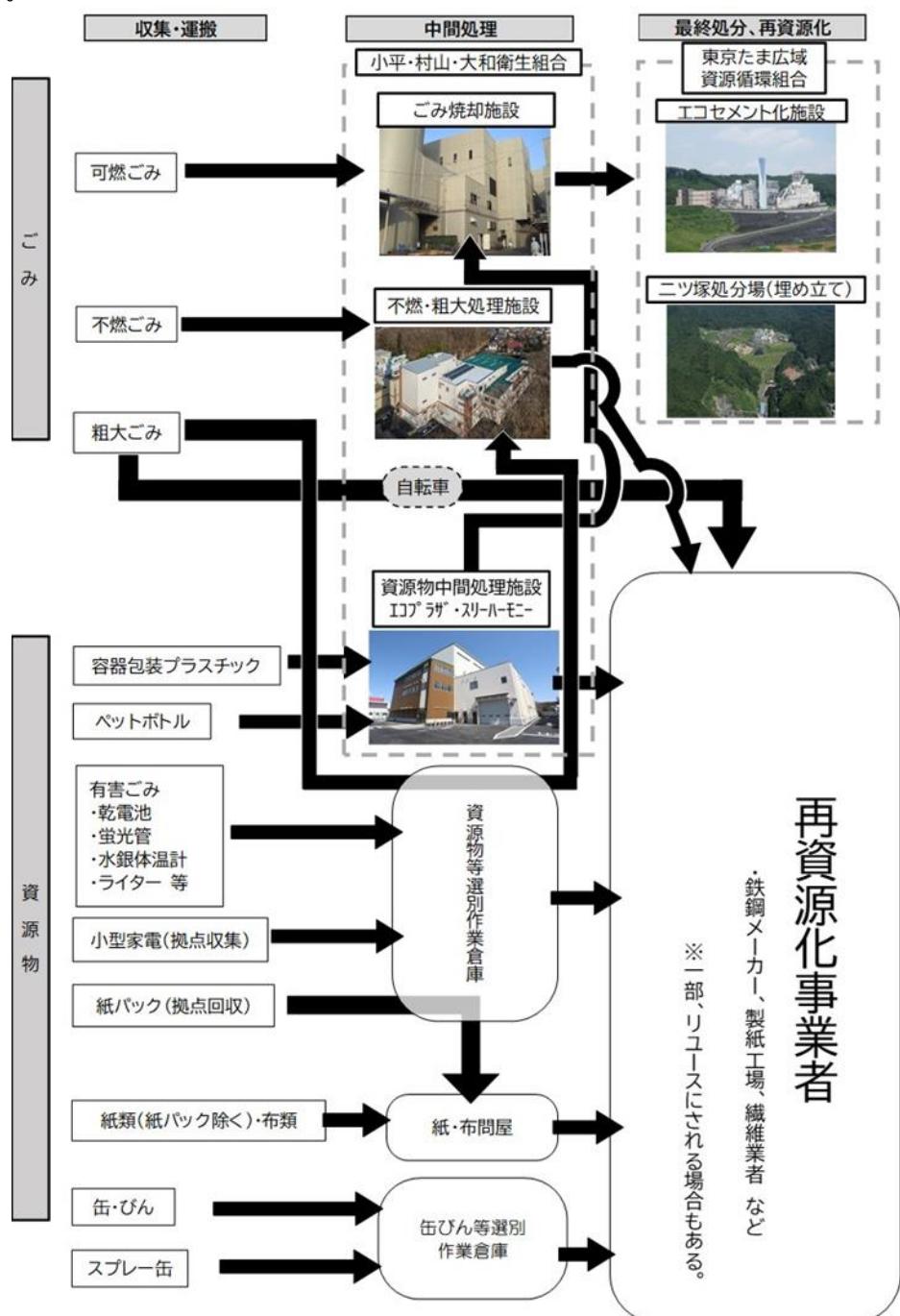
年度	内 容
平成 9 年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会中間答申 「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」 収集体制の変更 可燃ごみ週3回→週2回 不燃ごみ週1回→変更なし 資源物（缶、びん、紙類・布類）月2回→週2回（ペットボトルを追加） 東大和市ごみゼロを目指したまちづくり基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成 10 年度	廃棄物処理手数料の改定（1キログラム当たり 15 円から 25 円） 小学4年生向けに、小冊子の作成及び配布 「みんなに知ってもらいたい！！ごみのはなし」
平成 11 年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会答申 「東大和市における今後のごみ減量方策とリサイクルの推進について」 その2（プラスチックへの対応、ごみの有料化） 使用済割ばしのリサイクル開始 ペットボトル圧縮梱包機を購入 「リサイクルフェスティバル in 東大和」を開催（平成 11 年 6 月）
平成 12 年度	容器包装プラスチックのモデル収集開始（11 地区約 700 世帯） 粗大ごみ収集品からリサイクル開始（リサイクル品として木製品販売） 犬・猫の死体祝祭日委託開始 粗大ごみの直営業務の廃止
平成 13 年度	特定家庭用機器再商品化法の施行に伴い、収集品目から家電4品目（テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫）を除外 容器包装プラスチックモデル収集地区の拡大（12 地区約 2,300 世帯） 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正
平成 14 年度	事業系一般廃棄物実態調査を実施 東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成 15 年度	ごみ・資源物分別ガイドの作成及び全戸配布
平成 16 年度	せん定枝再資源化事業の開始
平成 17 年度	多摩地域9市一斉マイバッグキャンペーンの実施（平成 17 年 10 月） 三多摩は一つなり交流事業の実施（平成 17 年 11 月）
平成 18 年度	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を東京たま広域資源循環組合に改称 東京たま広域資源循環組合にて、エコセメント化施設が本格稼動（平成 18 年 7 月）
平成 19 年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成 20 年度	容器包装プラスチックの市内全域収集に向けた準備
平成 21 年度	容器包装プラスチック市内全域収集開始 分別基準の見直し（可燃ごみの範囲を拡大） 収集方法見直し（不燃ごみ収集を週1回から月1回に変更）
平成 22 年度	東大和市廃棄物減量等推進審議会に諮問 「事業系一般廃棄物有料化の拡大及び粗大ごみ排出方法の変更について」
平成 23 年度	事業系一般廃棄物有料化の拡大（平成 23 年 6 月） 粗大ごみ受付方法見直し（受付業務委託、手数料事前納付制の採用）
平成 24 年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の策定
平成 25 年度	生ごみの戸別収集を定員制で開始（平成 25 年 10 月） 公共施設にて使用済小型家電の拠点回収を開始（平成 26 年 2 月）
平成 26 年度	可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックをステーション収集から戸別収集に変更（平成 26 年 8 月） 「3市共同資源化事業基本構想」策定（平成 26 年 9 月 衛生組合） 家庭廃棄物の有料化を開始（平成 26 年 10 月）
平成 27 年度	「今後の施設整備のあり方について」策定（平成 27 年 8 月 衛生組合） 廃棄物広報紙「ごろすけだより」発行（平成 27 年 11 月）（平成 28 年度以降年2回発行） 「（仮称）3市共同資源物処理施設整備実施計画」策定（平成 28 年 2 月 衛生組合） 「（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画」策定（平成 28 年 2 月 衛生組合）

年度	内 容
平成 28 年度	東大和市リサイクル標語「マイバッグ 資源を入れて お買い物」の決定(平成 28 年 4 月) 東大和市ごみ分別アプリの配信を開始(平成 28 年 11 月) 「(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(改訂版)」策定(平成 29 年 3 月 衛生組合)
平成 29 年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)の策定 「(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画」策定(平成 30 年 2 月 衛生組合)
平成 30 年度	東大和市災害廃棄物処理計画の策定
平成 31 年度 (令和元)	資源物中間処理施設工コプラザ スリーハーモニー竣工(平成 31 年 4 月 衛生組合) セブン-イレブン・ジャパン株式会社と協働し、市内セブン-イレブン全店舗にペットボトル回収機を設置(令和元年 6 月) HOYA 株式会社アイケアカンパニーと協働し、使用済みコンタクトレンズ空ケースの回収ボックスを公共施設 10 か所に設置(令和元年 6 月)
令和 2 年度	不燃・粗大ごみ処理施設稼働(令和 2 年 4 月 衛生組合) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と協働し、市役所にペットボトル回収機を設置(令和 2 年 10 月) ユニ・チャーム株式会社と連携し、使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業に協力(令和 2 年 11 月、12 月) 株式会社ジモティーと連携し、リユース事業を開始(令和 3 年 2 月)
令和 3 年度	ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社、花王株式会社と協働し、シャンプー等の使用済みプラスチック容器の回収事業を開始(令和 3 年 6 月、令和 3 年 11 月)
令和 4 年度	東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)の策定

(3) 廃棄物処理フロー

収集した廃棄物のうち、可燃ごみは衛生組合のごみ焼却施設へ搬入し、焼却灰は循環組合においてエコセメント化されている。不燃ごみ、粗大ごみに関しては衛生組合の不燃・粗大ごみ処理施設において、破碎・選別が行われ、可燃性残渣は焼却施設へ、不燃残渣は民間事業者で再資源化され、選別された金属類は鉄鋼メーカー等において再資源化されている。

また収集した資源物のうち、容器包装プラスチック類とペットボトルに関しては衛生組合の資源物中間処理施設へ搬入後、再商品化事業者に引き渡している。紙類・布類・自転車(粗大ゴミ)については、再資源化事業者及びリユース事業者等へ引き渡し、そのほかの資源物に関しては東大和市資源物等選別作業倉庫及び缶びん等選別作業倉庫へ搬入し、選別などの中間処理後、再商品化事業者等へ引き渡している。



4. 収集・運搬

家庭廃棄物等の収集・運搬は、市独自で行う。

廃棄物の収集・運搬は、市民の生活に密接に関係することから、市独自で行う。

また、事業者から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づく自己処理を推進する。ただし、1日当たりの平均排出量が10キログラム未満の事業者については、一般廃棄物の指定施設に支障を来さない範囲で、市への登録に基づき、指定収集袋等を用いた戸別収集を実施している。

(1) 廃棄物の分別区分と収集方法等

分別は5種・16区分となっており、収集方法は以下のとおりである。

種類	分別区分	収集回数	収集方法	収集運搬方法
① 可燃ごみ	1 可燃ごみ	週2回 (指定曜日)	戸別収集※	
② 不燃ごみ	2 不燃ごみ	月1回 (指定曜日)	戸別収集※	
③ 有害ごみ	3 乾電池	随時	拠点回収	委託
	4 蛍光管	月1回 (指定曜日)	ステーション収集	
④ 粗大ごみ	5 粗大ごみ	毎日 (土、日、祝日 を除く)	申込制による 戸別収集	
⑤ 資源物	6 缶	月2回	ステーション収集	
	7 びん	(指定曜日)	拠点収集(びんを除く)	
	8 ペットボトル			
	9 新聞紙	週1回	ステーション収集	
	10 雑誌・雑紙	(指定曜日)		
	11 段ボール	(不燃ごみの収 集週を除く)		
	12 布類			
	13 容器包装プラスチック	週1回 (指定曜日)	戸別収集※	
	14 スプレー缶類	月1回 (指定曜日)	ステーション収集	
	15 紙パック	随時	拠点回収	
	16 小型家電			

※集合住宅及び宅地開発地域等においてはステーション収集。

(2) 処理費用の負担

事業系一般廃棄物は、原則として自己処理となっているが、平成23年6月1日から、1日当たりの平均排出量が10キログラム未満の事業者については、指定収集袋等を用いて排出することができるよう改正をした。また、令和5年4月より、委託により排出する事業系一般廃棄物の手数料を改定した。

家庭廃棄物は、平成26年8月より、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、ステーション収集から戸別収集へと変更した。その後、平成26年10月より有料化を実施している。

家庭及び事業系一般廃棄物の処理手数料については、下表のとおりである。

区分	概要	手数料
家庭廃棄物	市長が収集、運搬及び処分をする場合	家庭廃棄物指定収集袋の種別に応じて以下に定める額 大1組(10枚入り)につき800円 中1組(10枚入り)につき400円 小1組(10枚入り)につき200円 特小1組(10枚入り)につき100円
事業系一般廃棄物	市長が収集、運搬及び処分をする場合	事業系一般廃棄物指定収集袋等の種別に応じて以下に定める額 大1組(10枚入り)につき2,500円 小1組(10枚入り)につき1,200円 資源物用指定ひも1巻(50メートル)につき2,500円
委託により排出する家庭廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	1キログラムにつき25円
委託により排出する事業系一般廃棄物	委託を受けた者が、市長の指定する処理施設において処分するため、運搬して排出する場合	1キログラムにつき40円
粗大ごみ	(1)市長が収集、運搬及び処分をする場合	1キログラムにつき40円を標準とし重量及び形状を考慮して粗大ごみの品目に応じて規則で定める額
	(2)占有者が市長の指定する処理施設において処分するため、自ら運搬して排出する場合	1キログラムにつき25円を標準とし重量及び形状を考慮して粗大ごみの品目に応じて規則で定める額
動物の死体	犬、猫等の死体を処理する場合	1頭につき2,200円
し尿	(1)事業所等不特定多数の者が使用する施設等から排出されるし尿を処理する場合	1リットルにつき20円
	(2)前号の施設等以外の施設等から排出されるし尿を処理する場合	1便槽1回につき2,000円

5. 中間処理

(1) リサイクル施設

市では、平成29年5月に東大和市資源物等選別作業倉庫を設置し、現在では、有害ごみ及び粗大ごみの選別及び保管を行っている。

有害ごみについては、民間事業者へ引き渡し、粗大ごみについては、衛生組合への搬入前に、金属類及び小型家電の選別を行い、民間事業者へ引き渡している。

施設名称	東大和市資源物等選別作業倉庫
所在地	東京都東大和市立野3丁目1121番
敷地	2,246.83 m ² (内作業場面積 99.9 m ²)
施設内容	有害ごみ及び粗大ごみの選別及び保管施設

また、令和3年4月に缶・びん等選別作業倉庫を設置し、缶、びん、スプレー缶の選別及び保管を行っている。

缶及びスプレー缶については、民間事業者へ引き渡し、びんについては、日本容器包装リサイクル協会を通して民間事業者へ引き渡している。

施設名称	缶・びん等選別作業倉庫
所在地	東大和市芋窪5-1150-2
敷地	369.7 m ² (120坪)
施設内容	缶、びん及びスプレー缶の選別及び保管施設

(2) 衛生組合

可燃ごみ等の中間処理については、衛生組合において共同処理する。

一部事務組合により、広域的に共同処理することは、組織市それが単独で処理施設を運営するより効率的であり、経費の軽減につながるなどのメリットがある。

衛生組合は、昭和40年2月から、組織市で共同処理を行ってきた実績があり、今後も、共同処理を継続する。

ア 可燃、不燃及び粗大ごみ

可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについては、衛生組合で焼却や破碎、選別などの中間処理を行っている。

衛生組合の現有施設は、昭和61年に竣工したごみ焼却施設と、令和2年に竣工した不燃・粗大ごみ処理施設であるが、施設の老朽化・旧式化により、新しいごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の建て替えを進めている。

施設名称	小平・村山・大和衛生組合
所在地	東京都小平市中島町2番1号
敷地	約19,790 m ²

	衛生組合所有：約 9,550 m ² 小平市所有：約 10,240 m ²
施 設 概 要	不燃物積替場：昭和 43 年 12 月 約 690 m ² ごみ焼却施設 (4・5 号炉)：昭和 61 年 11 月 105t/日 × 2 炉
	不燃・粗大ごみ処理施設 ：令和 2 年 3 月 28t/日
	余熱利用施設 足湯施設（こもれびの足湯） 平成 19 年 3 月 約 1,140 m ²

資料：小平・村山・大和衛生組合

イ 容器包装プラスチック及びペットボトル

容器包装プラスチック類とペットボトルについては、資源物中間処理施設へ搬入後、選別、ベル化等の中間処理を行い、再商品化事業者へ引き渡している。

施 設 名 称	資源物中間処理施設 エコプラザ スリーハーモニー
所 在 地	東京都東大和市桜が丘2丁目122番地の2
敷 地	4,311.64 m ²
施 設 概 要	処理能力 ペットボトル系列 6 t/日 容器包装プラスチック系列 17 t/日
沿 革	平成 28 年～30 年 整備年度 平成 31 年 4 月 竣工

資料：小平・村山・大和衛生組合

ウ 新ごみ処理施設整備事業

本事業では、新ごみ焼却施設の整備と不燃・粗大ごみ処理施設の整備について、下表の内容で事業を進めている。

（仮称）新ごみ焼却施設整備事業

施 設 名 称	（仮称）新ごみ焼却施設
施 設 種 類	エネルギー回収型廃棄物処理施設
処 理 能 力	236 t/日
処 理 方 式	全連続式
余 熱 利 用	1 発電効率 19% 以上 2 熱回収の実施
整 備 期 間	令和 2 年度～令和 9 年度
整 備 予 定 地	小平市中島町 2 番 1 号

資料：小平・村山・大和衛生組合

不燃・粗大ごみ処理施設整備事業

施 設 名 称	不燃・粗大ごみ処理施設
施 設 種 類	マテリアルリサイクル推進施設
処 理 能 力	28t/日
処 理 方 式	破碎・選別
ス ト ッ ク 対 象 物	有害ごみ、災害ごみ
整 備 期 間	平成29年度～令和9年度
整 備 予 定 地	小平市中島町2番1号
備 考	令和2年度に不燃・粗大ごみ処理施設の工場棟は竣工したが、令和7年度以降にストックヤード及び（仮称）新ごみ焼却施設と兼用した管理棟・環境啓発展示スペースを整備する。

資料：小平・村山・大和衛生組合

6. 最終処分

最終処分場については、日の出町の協力のもと、循環組合が管理するニッ塚廃棄物広域処分場で最終処分を行っている。

この最終処分場への埋立は、平成10年1月から始まり、施設の延命化を図るため、平成18年7月からエコセメント化施設を稼働させ、焼却灰を全量リサイクルしている。

それまで埋立処分をしていた不燃ごみについては、平成30年度以降、当市を含めて全組織団体で循環組合に排出しておらず、埋立は実施していない。

これにより、当初、平成25年度までの使用を予定していたニッ塚処分場は、令和10年3月※まで延命することが可能となった。

※ 政令に基づく届出の期間で、実際の埋立完了時期を示すものではない。

施 設 名 称	東京たま広域資源循環組合 ニッ塚廃棄物広域処分場
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
処 分 場 の 規 模	用地面積：約59.1ha 開発面積：約33.3ha（埋立地18.4ha、管理施設等14.9ha） 残存緑地面積：約25.8ha 全体埋立容量：約370万立方メートル (廃棄物埋立容量約250万立方メートル、 覆土容量約120万立方メートル)
埋 立 期 間	平成10年1月～令和10年3月（予定）
そ の 他	エコセメント化施設の概要 施設用地面積：約4.6ha 施設規模： (焼却残さ平均処理量：約300t/日、 エコセメント平均生産量：約430t/日) 建設費：約272億円 稼働 平成18年7月開始

資料：東京たま広域資源循環組合

7. ごみ処理経費

清掃事業の経費は年々増加傾向にあり、市民一人当たりのごみ処理経費は、令和3年度で17,823円/年となっている。

令和3年度決算額のうち、衛生組合の負担金は約5億9千万円、循環組合の負担金は約1億8千万円となっている。それぞれの負担額は、廃棄物の搬入量等に応じて決定される。

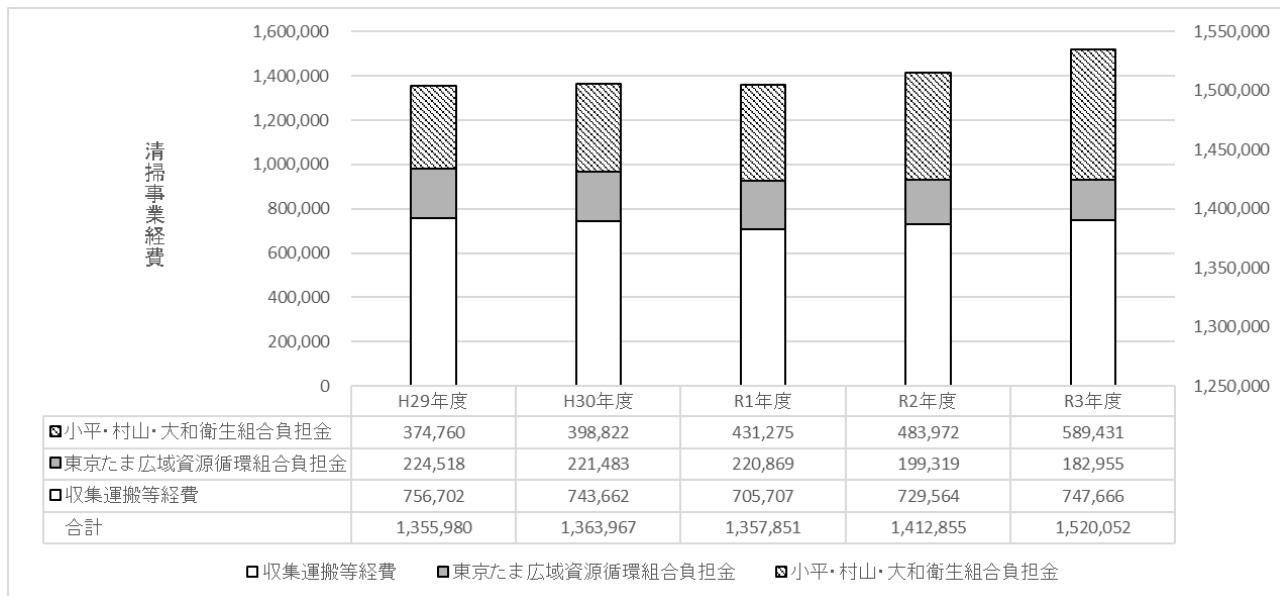


図1-8 ごみ処理経費の推移

8. 前計画の達成状況

計画の目標値と直近の実績の比較結果は以下のとおりである。

総排出量及び衛生組合への廃棄物搬入量（資源物及び有害ごみを除く）に関しては、年々減少傾向で推移してきたが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により増加したこともあり、目標を達成していない。

なお、最終処分量に関しては、目標を達成している。

表1-2 数値目標の達成状況

目標	単位	基準値	計画目標値	実績値
		平成28年度	令和4年度	令和3年度 (H28年度比)
総排出量	g／人・日	680.3	650g (▲30.3g)	660.8g (▲19.5g)
衛生組合への廃棄物搬入量 (資源物及び有害ごみを除く)	g／人・日	490.5	470g (▲20.5g)	493.3g (2.8g)
最終処分量	焼却灰	搬入量	t	1,810
		搬入配分量	t	1,624
	破碎不燃ごみ	搬入量	m ³	10
		搬入配分量	m ³	39
				搬入配分量以下
				1,514
				1,601
				—
				—

第5章 東大和市の廃棄物処理における課題

1. 発生・排出抑制

(1) 総ごみ排出量

1人1日あたりのごみ排出量に関しては、年々減少傾向で推移してきたが、新型コロナウイルス感染の感染症拡大による外出自粛やテレワークの拡大等により令和2年度は増加している。組織市が共同で中間処理を行っている衛生組合では、ごみ焼却施設が老朽化・旧式化していることから、施設の建て替えを進めており、この建て替え期間は組織市から発生する可燃ごみの一部を多摩地域の他のごみ焼却施設で処理をしているため、更なる廃棄物の減量を進めていくことが求められている。

(2) 食品ロス

衛生組合が令和3年度に実施した可燃ごみ分析結果によると、可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが0.4%含まれている。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12年度までに平成12年度の半減とする目標が設定されている。また、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示された。当市においても、食品ロス削減を推進する施策を実施してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染がまん延する中、効果的な施策をどのように講じていくかについては、今後も検討していく必要がある。

(3) 拡大生産者責任

廃棄物減量を効果的に進めていくためには、循環型社会形成推進基本法の基本理念の一つである、拡大生産者責任への取組みが必要である。

そのため、ゼロエミッション活動（廃棄物を有効利用することにより、自然界への排出を限りなくゼロに近づけること）の普及など、企業の社会的責任の確立を協力に進めていく必要がある。

2. 廃棄物の収集

(1) 容器包装廃棄物に係る行政関与の低減

容器包装リサイクル法では、収集、選別及び保管の業務が、市町村の役割となっていることから、それらに係る費用の増大が課題となっている。

そのため、ペットボトルや食品トレイなどの容器包装廃棄物については、店頭回収の拡充を図り、民間回収ルートによるリサイクルを推進する必要がある。

また、容器包装廃棄物自体を減らすために、リサイクルが容易で、かつ長期使用に耐えられる製品の開発へ、生産者等を誘導するために、市民の意識改革や消費活動の変化を促すことも必要である。

(2) 戸別収集の導入の検討

従来のステーション収集では、利用者間のトラブルや事業系一般廃棄物と家庭廃棄物の適正排出等、様々な解消が求められていたことから、平成26年8月より、家庭廃棄物の収集方式を、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについてステーション収集から戸別収集へと変更した（ただし、集合住宅及び宅地開発地域等においてはステーション収集を継続している。）。

今後、資源物については、回収方法等について検討する必要がある。

3. リサイクル及びリユース

当市の資源回収量は、平成26年度をピークに減少傾向で推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度は一時的に増加したが、令和3年度には再び減少した。可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果をみても、紙類、金属等の資源化できるものがまだ多く含まれており、分別を更に促す施策や市民の意識向上が必要である。

(1) プラスチックの資源化

令和4年4月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための基本方針が示された。

このため、当市においてもプラスチックの資源化について検討を行う必要がある。

(2) リユース対策

ごみとして市民から排出されるものの中には、まだ使用できるものや、世の中では価値があるとされているものが多く含まれている。特に粗大ごみや布類（主に衣類）については、再利用（リユース）に係るコストがほとんどからないものも多くある。

市では、リユース事業を施策に取り入れ、物が廃棄されずに循環する社会を目指していく必要がある。

4. 中間処理

(1) 3市共同資源化事業

組織市及び衛生組合では、衛生組合のごみ焼却施設の更新を視野に入れ、発生・排出抑制や資源化基準の統一を図ることと併せ、3市共同資源化事業に取組んでいる。

平成26年9月、事業の全体像を示す「3市共同資源化事業基本構想」をまとめ、現在、この構想に基づき、循環型社会の形成に向け取組んでいるが、今後も共同で推進していく必要がある。

(2) 衛生組合

令和7年度に稼働を予定している衛生組合のごみ焼却施設の建て替え期間中は組織市から発生する可燃ごみの一部を多摩地域の他のごみ焼却施設で処理するため、より一層の減量を進めていく必要がある。

5. 最終処分

循環組合では、二ツ塚処分場への廃棄物搬入量について、循環組合の構成自治体それぞれに配分量を設け、減容化を義務付けている。

現在、市の焼却灰の搬入状況は、搬入配分量を下回っているが、更なる廃棄物の減量に努めていくことが求められている。

6. 市民活動への支援

市民意識の改革を推進するため、諸活動への支援を継続していく必要がある。例として、地域清掃を行う団体等を育成するため、排出用の袋を提供することや、地域におけるイベント時にごみまたは資源物分別用のカゴを貸出すことなどが挙げられる。

また、市民と行政は、互いに協力し合い、共通認識のもと、課題に取組んでいくことが重要である。

7. 廃棄物処理費用の適正化

(1) 廃棄物処理に係る財政負担の軽減

市民及び事業者から排出される廃棄物の減量を図ることで、財政負担の軽減が見込まれる。特に、衛生組合と循環組合の分担金の算出に当たっては、搬入量が基準となることから、減量意識を高めていくことが必要である。

(2) 情報公開

環境省において「一般廃棄物会計基準」（令和3年5月改訂）が示されており、市が行う事務及び事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを取り出し、事業に要する費用の把握を行う財務情報の管理と情報公開を行うこと等が掲げられている。

循環型社会の構築が求められている中、そのために取るべき具体的な施策の推進及び市民に対しての明確な説明のため、一般廃棄物の処理に係る経費の分析や評価を行うことが求められている。

第6章 今後の排出物の発生と処理の目標

廃棄物減量の推進指標として、次の1～3の目標を設定する。

1 目標1 市民一人1日当たりの廃棄物排出量は610g以下を目指す（総排出量）

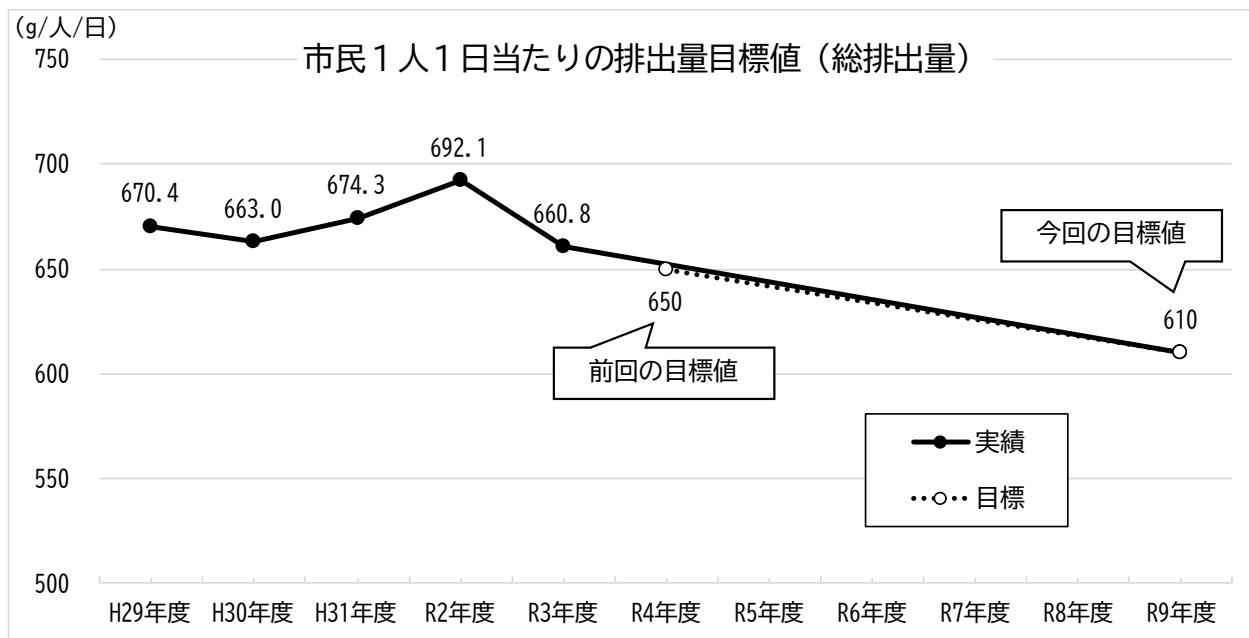
廃棄物を減量し、令和9年度までに、市民一人1日当たりの排出量は、610g以下を目指す。
(令和3年度実績 660.8g/人・日)

市民一人1日当たりの排出量（排出原単位）を、発生・排出抑制施策のための目標数値として設定する。

この数値には、事業系一般廃棄物も含まれていることから、事業者に対する減量指導を推進し、市民及び事業者の理解と協力のもと、発生・排出抑制に取組む。

また、食品廃棄物について、生ごみの水切りの徹底や自己処理のための支援、食品ロスへの取組みに努める。

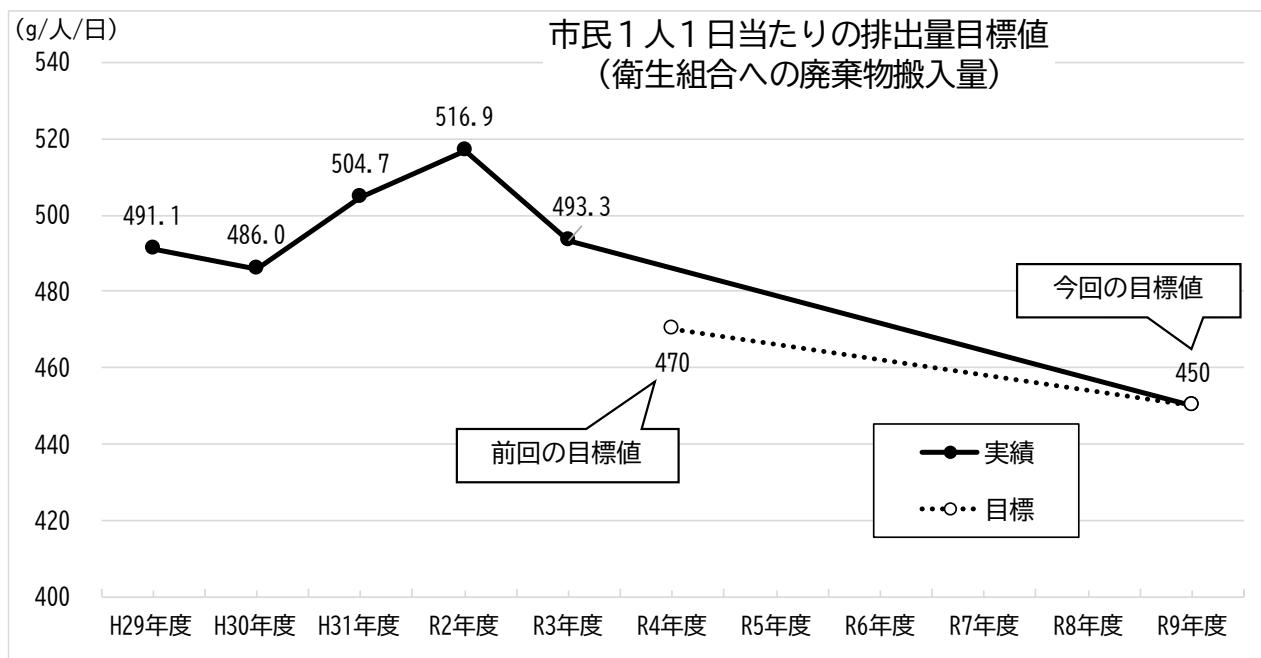
目標値と実績値については、広報紙等を通じて、積極的に情報を発信していく。



2 目標2 衛生組合への廃棄物搬入量(資源ごみ(集団回収含む)及び有害ごみを除く)は一人1日450g以下を目指す

発生・排出抑制と再使用により、令和9年度までに、市民一人1日当たりの搬入量は、450g以下を目指す。(令和3年度実績 493.3g/人・日)

衛生組合へ搬入される廃棄物には、事業系一般廃棄物も含まれているが、主なものは家庭から排出される廃棄物であることから、家庭廃棄物の減量を図る上での目標数値として設定する。



3 目標3 最終処分量は搬入配分量以下を目指す

最終処分量を減らし、焼却残さは、搬入配分量以下を目指す。

令和3年度	搬入量	搬入配分量
焼却残さ	1, 514 t	1, 601 t
破碎埋立	0 (m ³)	

焼却残さについては、施策の推進等により搬入配分量を下回っている状況にあり、引き続き、ニッ塚処分場への搬入量を減少させ、搬入配分量を下回るよう努める。

また破碎残さについては、平成30年4月から埼玉県大里郡寄居町にある民間の処理施設に搬入し資源化をしており、平成30年度から破碎・不燃埋立の搬入実績はない。引き続き、埋立0(m³)を目指すための取り組みをしていく。

第7章 目標達成のための施策

1. 施策の体系

施策1 目標達成のための具体的な施策	
(1) 発生・排出抑制対策	
①事業系一般廃棄物の自己処理の推進	
②食品ロスへの取組み	
③粗大ごみの解体及び金属製品の回収	
④せん定枝の回収及びチップ化	
⑤不用品のリユース	
(2) 適正処理の推進	
①資源物収集の見直し	
②紙類の分別の徹底	
(3) 収集体制の検討	
①戸別収集の徹底及び拡充	
②資源物（古紙等）持ち去り防止	
③排出困難者に対する収集体制の検討	
④空き缶回収ボックス「かんがるー」等拠点回収廃止	
施策2 市民及び事業者への情報提供や指導	
(1) 情報の提供	
①デザインを工夫した、分かりやすい広報の作成	
②ごろすけだよりの定期発行	
③ごみ分別アプリ及びホームページによる情報提供の充実	
④ごみ排出カレンダーの作成	
⑤ごみ分別ガイドの見直し及び充実	
⑥ICT活用の検討	
(2) 市民対応	
①出前説明会の充実	
②収集事業者との連携	
③市民との連携	
(3) リサイクル製品の使用	
①土木建築工事におけるリサイクル資材の積極的使用	
②リサイクル製品の使用促進に向けた啓発	
施策3 環境学習プログラムの提供	
(1) 社会教育における環境学習プログラム	
①講座の実施	
②ごみ処理施設等見学会の実施	
(2) 学校教育における環境学習プログラム	
①児童あるいは生徒への環境学習講座の開催	
②ごみ体験学習の実施	
③ごみ処理施設での見学等の受入れ	
施策4 市民、事業者及び他機関との連携	
(1) 市民活動との連携	
①生ごみたい肥化事業	
②生ごみたい肥化容器等購入に対する補助制度の拡充	
③コンポスター貸付制度	
④生ごみの水切り習慣の定着化	
⑤廃棄物減量等推進員との連携	
⑥地域イベント開催時の分別力ゴ等の貸出し	
(2) 市民の意識改革	
①「環境市民の集い」への参加	
②イベント開催時の分別の徹底及びごみ持ち帰り運動の実施	
③市民団体等と連携した事業活動の推進	

		④マイバッグキャンペーン等の実施
	(3) 資源物集団回収の支援	
	①資源物集団回収団体の育成	
	②資源物回収業者への支援	
	(4) 事業者との協力	
	①事業者等を対象とした分別排出の指導	
	②衛生組合への搬入物の内容確認及び個別指導等の強化	
	③過剰包装の排除及び簡易包装の推進	
	④拡大生産者責任に基づいた、生産者側における自社製品の回収の促進	
	(5) 他機関との連携	
	①衛生組合、循環組合及び組織市との連携	
	②先進事例の調査及び視察等の実施	
	施策5 処理費用負担のあり方の検討	
	①組織市間でのごみ処理手数料の均衡	
	施策6 中間処理施設の運用	
	①安定した資源物の循環的利用の促進	
	②廃棄物処理施設の計画的更新	
	施策7 最終処分場の延命化	
	①埋立処分量ゼロを目指した取組み	
	施策8 国や都への要望	
	①拡大生産者責任の確立に向けた要望	
	②施設整備費等、自治体への補助拡大の要望	

施策1 目標達成のための具体的な施策

(1) 発生・排出抑制対策



ア 方針

廃棄物の減量を進めるには、市民・事業者・行政の三者が一体となって、役割分担を踏まえた取組みを、積極的に実践することが必要である。

徹底した分別排出や店頭回収の利用促進など、廃棄物を排出する前に、減量に取組むことが最も重要である。

イ 施策内容

発生・排出抑制を進めていくためには、市民及び事業者の意識改革が重要であり、廃棄物の減量を意識したライフスタイルの見直しを図る必要がある。そのためには、市が積極的に適切な分別排出について啓発し、廃棄物を出さない工夫について、市民及び事業者とともに考えていく必要がある。

例えば、食品ロスについて、市民は必要な分だけ食材を購入するなど、食べ残しがないように心がけ、事業者は需要予測に基づく仕入れ及び販売により余剰在庫や廃棄物を削減するなどの取組みが必要である。行政は情報を提供し、普及啓発に努めていく。

また、事業者に対しては、積極的な店頭回収の実施など、拡大生産者責任への取組みを要請していく。

①事業系一般廃棄物の自己処理の推進

- ・事業者に対し、徹底した分別排出の呼びかけを行い、廃棄物の更なる減量を目指す。
- ・事業者による民間施設への搬入を促す環境作りをしていく。

②食品ロスへの取組み

- ・社会福祉協議会等が実施するフードドライブ活動を支援する。
- ・食べ残し等の削減に取り組んでいただける飲食店等を協力店として登録する等、食べ切り協力店制度を創設する。また、ICTを活用した飲食店及び食料品販売店等の食品ロス対策を導入する。
- ・食品ロスへの取組みについて、情報を提供（市報、廃棄物広報紙、ホームページ及びアプリ）する。
- ・講座、キャンペーン及びイベント等（3キリ運動、3010運動等）を実施する。

③粗大ごみの解体及び金属製品の回収

- ・市内の資源物等選別作業倉庫において粗大ごみを解体し、金属類や小型家電を資源物として回収する。

- ・令和2年に竣工した新たな不燃・粗大ごみ処理施設や資源化基準の統一等、事務の進捗を考慮し、対象品目や作業内容について見直す。

④せん定枝の回収及びチップ化

- ・引き続き、農家からの依頼に基づき、せん定枝一次破碎車で現地に赴き、せん定枝をチップ化する。また、公共施設から出るせん定枝についても、チップ化を進めていく。
- ・家庭から出るせん定枝のチップ化については、剪定枝チップ（粉碎）機の無料貸出等様々ナリサイクル手法について検討する。

⑤不用品のリユース

- ・民間業者等と連携したリユース活動事業を実施する。また、事業の開催頻度については、費用対効果を考慮し、決定する。

(2) 適正処理の推進



ア 方針

民間回収ルートを活用した資源物の適正処理を推進する。

イ 施策内容

ごみの組成状況によると、可燃ごみに相当量の資源物が混入している。特に紙類が多く見られることから、排出段階における分別の徹底が必要である。

①資源物収集の見直し

- ・飲料容器（缶・びん・ペットボトル）の収集方法等について引き続き検討する。
- ・製品プラスチックの収集方法等について、検討する。
- ・組織市で協議を行い、資源化基準の統一を図る。

②紙類の分別の徹底（特に分別率の低い雑紙類）

- ・市民及び事業者に対する分別の協力依頼、動画やSNS等を活用した普及啓発の強化をする。

(3) 収集体制の検討



ア 方針

可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについては、戸別収集を行っている（ただ

し、集合住宅及び宅地開発地域等においてはステーション収集を継続している。)。今後、他の資源物については、収集方法等について検討する。

イ 施策内容

戸別収集のあり方や、廃棄物の排出が困難な高齢者等への対応について、福祉の視点に立った収集方法について検討が必要である。

① 戸別収集の徹底及び拡充

- ・戸建住宅から出る可燃ごみ等（資源物、宅地開発地域等(ステーション収集の場所)を除く）の戸別収集を徹底する。
- ・排出状況のパトロールを強化する。
- ・資源物の収集方法等（収集品目ごとの回収頻度、戸別化等）について、引き続き検討する。
- ・害鳥・害獣によるごみの散乱防止対策を行う。

② 資源物（古紙等）持ち去り防止

- ・パトロールを実施し、排出されている古紙に持ち去り防止シールを貼付する。
- ・広報紙等により周知を充実させる。

③ 排出困難者に対する収集体制の検討

- ・東京街道団地内に、自治会の協力を得て、ヘルパー専用の集積所（時間・曜日の制限なく使用可能）を設置し、排出困難者に対する収集支援を実施していることから、引き続き、その効果を検証し、収集方法及び導入地区の拡充を検討する。
- ・関係部局との調整及び連携を図る。

④ 空き缶回収ボックス「かんがるー」等拠点回収廃止

- ・資源物回収方法の変遷に伴い、既存の空き缶回収ボックス「かんがるー」等、拠点回収を段階的に廃止する。

施策2 市民及び事業者への情報提供や指導

(1) 情報の提供



ア 方針

分かりやすい広報の作成に努め、排出マナーの向上や適正な分別排出について市民に啓発

し、理解を深めることで、循環型社会への意識を高める。

イ 施策内容

ごみ分別ガイド、ごみ排出カレンダー、廃棄物広報紙「ごろすけだより」の発行、ホームページ及びごみ分別アプリを利用した情報提供に努め、市の施策を積極的にPRしていく。

①デザインを工夫した、分かりやすい広報の作成

- ・引き続きイラストを用いた広報物を作成し、市民からの意見や要望を反映させ、より分かりやすくなるように努める。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集に努める。

②ごろすけだよりの定期発行

- ・廃棄物広報紙「ごろすけだより」を定期発行し、戸別配布を行う。
- ・市民からの意見を内容に反映する。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集に努める。

③ごみ分別アプリ及びホームページによる情報提供の充実

- ・ごみ分別アプリ及びホームページに様々な情報を掲載し、周知活動に努める。
- ・隨時、適切な更新を行う。
- ・事業者及びNPO等が行っている、ごみ減量に関する事例を紹介する。
- ・廃棄物減量等推進員を活用し、意見及び情報の収集に努める。

④ごみ排出カレンダーの作成

- ・ごみ排出カレンダーを作成し、戸別配布を行う。
- ・必要に応じて外国語版の作成を検討する。
- ・必要とされる情報の把握に努め、内容を更新する。

⑤ごみ分別ガイドの見直し及び充実

- ・ごみ分別ガイドを適正な分別に繋がる内容に改正し、環境対策課窓口及び各公共施設で配布を行う(環境対策課窓口においては、日、英、中及び韓に対応したものも配布する)。
- ・必要とされる情報の把握に努め、内容を更新する。
- ・市民が混乱しないよう、組織市での統一的な表記、内容へ改正する。

⑥ I C T 活用の検討

- ・先進自治体の導入事例を研究します。
- ・ごみ分別アプリの利用者の増加に向けた取組みをする。
- ・他の施策と連携・連動に向けた取組みをする。

(2) 市民対応



ア 方針

市民を対象とした説明会、講座を開催し、積極的な情報提供に努める。収集事業者及び市民との連携を図ることにより、収集時の適切な対応の実現と市民が抱える問題の把握を目指す。

イ 施策内容

収集事業者及び市民との連携を図る。

市民及び自治会等の要望に応えた出前説明会を行う。

また、分別や収集方法、減量施策への協力、理解など、制度の改正に際しては、積極的な説明会の開催により、市民の協力を求めていく。

①出前説明会の充実

- ・市民や自治会等の要望に応え、分別等ごみについての説明（出前説明会）を実施する。
- ・分別や収集方法など、制度の改正に際しては、積極的に説明会を開催する。
- ・様々な年齢層に参加してもらうため、開催時間や多様な開催方法（オンライン等）で実施する。

②収集事業者との連携

- ・収集事業者との連携の強化及び情報の共有を図り、収集漏れ防止や収集時の適切な市民対応を実施する。また、排出マナーの悪い集積所を共有し、指導に活かす。



③市民との連携

- ・積極的な現場調査を行い、市民、地域が抱える問題を把握する。
- ・監視体制の強化などにより、不法投棄や不分別などの不適正に排出されるごみについて、適正な排出を促す取組みをする。

(3) リサイクル製品の使用

ア 方針

環境への負荷を低減するために、再生資源物から作られたリサイクル製品を使用する。

イ 施策内容

リサイクル製品の使用促進に向けた取組みを進める。

①土木建築工事におけるリサイクル資材の積極的使用

- ・公共工事において、エコセメントを積極的に使用する。
- ・市民に向けて、事業目的を周知する。

②リサイクル製品の使用促進に向けた啓発

- ・普及啓発を行う。
- ・市民に向けて、事業目的を周知する。

施策3 環境学習プログラムの提供



(1) 社会教育における環境学習プログラム

ア 方針

市民向けの環境学習プログラムを作成し、多くの市民が廃棄物問題及び環境問題に関心を持つように努める。市民一人ひとりが循環型社会を意識し、形成に向けた取組みを行っていける環境を目指す。

イ 施策内容

庁内他課やボランティア団体等と連携し、環境学習プログラムを作成する。また、ごみ処理施設等の見学会を企画する。

① 講座の実施

- ・市民及び事業者向けの講座等の企画及び実施に努める。

②ごみ処理施設等見学会の実施

- ・自治会等を対象に、各地のごみ処理施設の見学を行い、ごみ分別及び減量の意識高揚を図る。

(2) 学校教育における環境学習プログラム



ア 方針

次世代を担う子どもたちが廃棄物問題及び環境問題に関心を持つように、長期的な視点から人材育成に努める。

イ 施策内容

教育委員会との協力体制を構築し、子どもたちが廃棄物問題及び環境問題に接する機会を設ける。環境学習講座や体験学習など、参加型プログラムの開催を検討する。

①児童あるいは生徒への環境学習講座の開催

- ・学校からの要望を踏まえた環境学習講座を開催する。

②体験学習の実施

- ・収集事業者の協力を得て、パッカー車へのごみ投入体験や、コンポスターを用いた生ごみたい肥化の実践等を実施する。

③ごみ処理施設での見学等の受入れ

- ・衛生組合の協力を得て、施設見学等の受入れを実施する。

施策4 市民、事業者及び他機関との連携

(1) 市民活動との連携



ア 方針

市民が日常的に取組んでいる廃棄物減量やリサイクル活動との連携を強化し、施策の取組みを推進する。

イ 施策内容

生ごみの減量を推進するための施策として、生ごみみたい肥化事業やたい肥化容器購入に伴う補助制度の拡充を図る。また、廃棄物減量等推進員と連携し、より多くの市民の意見を把握する。

①生ごみみたい肥化事業の継続

- ・登録した世帯の生ごみを戸別収集する。
- ・収集した生ごみを、市のストックヤードにおいて、たい肥化する。
- ・臭気等周辺環境に配慮した処理方法について検討する。

②生ごみみたい肥化容器等購入に対する補助制度の拡充

- ・現状では、生ごみみたい肥化容器等（メーカーは自由）を購入した費用の一部補助（約2分の1、上限1万円）を行っており、対象は密閉容器（上限2個）、発酵資材（上限3kg）、コンポスター（上限1基）となっている。
- ・補助対象製品の拡大及び補助額等について検討（機械式生ごみみたい肥化容器等）し、事業効果が見込める場合は要綱を改正する。

③コンポスター貸付制度の継続

- ・コンポスターの使用を望む市民（個人）に対し、無償で貸付を行う。

④生ごみの水切り習慣の定着化

- ・水切りネットなどの水切りグッズの配布や、負担なく継続できる工夫などの提案や情報発信を行う。

⑤廃棄物減量等推進員との連携

- ・廃棄物減量等推進員の情報提供により、収集現場の実態を把握する。
- ・排出時における課題及び問題点等を共有し、その改善策について協議する。

- ・廃棄物減量等推進員の情報提供により、広報物についての市民意見を把握し、廃棄物広報紙「ごろすけだより」等の発行に反映させる。

⑥地域イベント開催時の分別力ゴ等の貸出し

- ・地域清掃時やイベント時にごみまたは資源物分別用の力ゴの貸出しを実施する。

(2) 市民の意識改革



ア 方針

市民の廃棄物や環境に対する関心を高め、廃棄物の減量を意識したライフスタイルを推進し、意識啓発を促す。

イ 施策内容

市や市民等が開催するイベントの参加者に対して、ごみの分別の徹底や、ごみ持ち帰り運動の実践を依頼する。市民への意識啓発の一貫として、マイバッグキャンペーンを実施する。

①市や市民等が開催するイベントへの参加

- ・専用ブースを設け、ごみ減量の啓発を行う。
- ・ごみ及び資源物に係る啓発資料等を展示する。
- ・体験型イベントを実施(例：ペットボトル自動回収機、生ごみみたい肥化実習等)する。

②イベント開催時の分別の徹底及びごみ持ち帰り運動の実施

- ・「環境市民の集い」や「産業まつり」で、ごみの持ち帰りを呼びかける。
- ・イベント時に分別用のごみ箱を設置し、分別の徹底を図る。
- ・ボランティア等の活用を検討する。

③市民団体等と連携した事業活動の推進

- ・NPO、市民団体及びボランティア等と共同で取組む事業について検討する。
- ・NPO、市民団体及びボランティア等に、講演等を依頼する。

④マイバッグキャンペーン等の実施

- ・市報や廃棄物広報紙「ごろすけだより」への掲載、府用車等での周知を継続する。
- ・情報発信やイベント等でのさらなる普及啓発を図る。

- ・利用者拡大のための取組みをする。
- ・マイバッグやマイボトルの持参運動を実施し、普及啓発を図る。

(3) 資源物集団回収の支援



ア 方針

資源物集団回収は、廃棄物の減量とリサイクルの推進に大きな役割と効果をもたらしており、今後も支援を継続する。

取扱品目は現在、金属類、びん類、プラスチック類及び紙類・布類の5品目としているが、今後、品目について検討する。

イ 施策内容

現状では、資源物集団回収団体への支援は回収量 1kg 当たり、「缶・びん・金属等」が8円、「紙類・布類」が6円の報償金となっている。今後も資源物集団回収への支援を継続し、報償金額等については、状況に応じて見直しを検討する。

①資源物集団回収団体の育成

- ・資源物集団回収について積極的に周知し、実施団体の育成を図る。

②資源物回収業者への支援

- ・資源物回収業者への報償金については、現状、取扱品が有価で取引されていることから、支援内容について見直しを図る。

(4) 事業者との協力



ア 方針

事業活動による廃棄物は、事業者が自己処理することが原則である。

事業者は、廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを積極的に推進すべきであり、市はこのために必要な指導を実施する。

イ 施策内容

市は、事業者の廃棄物排出状況及び衛生組合への搬入物を把握し、排出に問題のある事業者を確認した場合、指導を実施する。また、簡易包装の削減を推進する。

①事業者を対象とした分別排出の指導

- ・排出に問題のある事業者を訪問し、指導を実施する。

②衛生組合への搬入物の内容確認及び個別指導等の強化

- ・衛生組合にて、抜き打ちで搬入物の内容確認を実施し、状況に応じて事業者に指導を実施する。

③過剰包装の排除及び簡易包装の推進

- ・独自に取組んでいる事業者を把握する。
- ・広報等での周知または事業者との連携を図る。

④拡大生産者責任に基づいた、生産者側における自社製品の回収の促進

- ・民間回収ルートの拡充を継続的に図る。
- ・リサイクル協力店や回収拠点の増設に向けた取組みをする。
- ・行政回収量の削減に向けた取組みをする。

(5) 他機関との連携



ア 方針

施策を効果的に推進するため、他の自治体や関連団体等との連携を図る。

イ 施策内容

衛生組合、循環組合及び組織市と定期的な連絡及び調整を行いながら、事業の推進を行うとともに、廃棄物処理やリサイクル等についての先進事例の調査及び視察等を行い、有用な情報の共有化を図る。

①衛生組合、循環組合及び組織市との連携

- ・衛生組合、循環組合及び組織市との担当者会議等により、情報共有を図る。

②先進事例の調査及び視察等の実施

- ・他自治体での先進事例などを調査し、導入の可否について検討する。

施策5 処理費用負担のあり方の検討



ア 方針

国における動向は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」により、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進するべきことが明確化されており、多摩地域 26 市では、全市において有料化の導入が図られている。市においては、平成 26 年 10 月より家庭廃棄物の有料化を実施した。

また、組織市での事業系手数料の統一を図るため、令和 5 年 4 月より、委託により排出する事業系一般廃棄物の手数料を改定した。

イ 施策内容

廃棄物処理手数料については、処理に要する経費を勘案し、近隣市の動向等も踏まえ、廃棄物処理に係る費用負担の均衡を図る。

①組織市間でのごみ処理手数料の均衡

- ・適正な処理手数料について、引き続き検討する。
- ・事業者への周知を徹底する（各種媒体による情報発信等）

施策6 中間処理施設の運用



ア 方針

中間処理施設の運用については「3 市共同資源化事業基本構想」に基づき、共同処理を推進していく。また、組織市と連携しながら、老朽化したごみ焼却施設の更新に取組む。

イ 施策内容

安定した資源物の循環的利用の促進を目指し、容器包装プラスチックとペットボトルについては、衛生組合において共同処理する。

①安定した資源物の循環的利用の促進

- ・3 市共同資源物中間処理施設（エコプラザスリーハーモニー）は平成 31 年度稼働（衛生組合で実施）。

②廃棄物処理施設の計画的更新

- ・不燃・粗大ごみ処理施設は令和 2 年度稼働（衛生組合で実施）。

- 新ごみ焼却施設は令和7年度稼働予定（衛生組合で実施）。

施策7 最終処分場の延命化



ア 方針

最終処分場の確保は、極めて困難であるため、日の出町の協力のもと、循環組合とともに、既存施設の延命を図る。また、耐用年数を迎えるエコセメント化施設の更新に取組む。

イ 施策内容

ニツ塚処分場への搬入廃棄物の減容に努める。

①埋立処分量ゼロを目指した取組み

- 搬入物の中間処理及び資源化等について、引き続き実施する。
- 不燃破碎残渣は民間処理施設へ搬入する。

施策8 国や都への要望



ア 方針

循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政の三者が一体となって施策を展開できるよう、国や都に協力を求めるとともに、要望を行う。

イ 施策内容

東京都市町村清掃協議会や市長会等を通じて、国や都へ法整備等の要望を行う。

①拡大生産者責任の確立に向けた要望

- 会議やセミナー等において、国や都に対し要望を行う。

②施設整備費等、自治体への補助拡大の要望

- 会議やセミナー等において、国や都に対し要望を行う。

2. 計画管理

(1) 計画管理の方法

計画管理は、次のように実施する。

ア 各年度

- ・前年度までの事業の施策に対する課題や実施状況をチェックする。
- ・前年度の実績をとりまとめ、計画管理指標を計算する。
- ・事業の実施状況、計画管理指標及びその他のデータをもとに、当該年度における対応方針を検討する。また、必要に応じて、次年度以降の新規施策の導入等を検討する。
- ・事業の実施状況及び計画管理指標が本計画と大幅に異なった場合やその他大きな状況の変化があった場合等は、本計画の見直しを検討する。

イ 基本計画改定年度

令和9年度には、事業の実施状況、計画達成管理指標の推移をはじめ、全体としての本計画の達成状況を評価した上、新たな基本計画の策定作業を行う。

(2) 計画管理办法の公表

施策の進捗状況をチェックするため、次のような数値を毎年算出し、公表していく。

ア 排出量

『排出量 (t／年)

$$= \text{可燃ごみ量} + \text{不燃ごみ量} + \text{粗大ごみ量} + \text{有害ごみ量} + \text{資源物量} + \text{集団回収量}$$

イ 排出原単位

『排出原単位 (g／人・日)

$$= \text{排出量 (t／年)} \div \text{人口 (人)} \div \text{年間日数 (日)} \times 1,000,000$$

ウ リサイクル率

『リサイクル率 (%)

$$= (\text{資源物量} + \text{集団回収量} + \text{収集後資源化量}) \div (\text{排出量})$$

エ 最終処分量

『最終処分量 = 埋立(不燃ごみ)搬入量 + 焼却残さ搬入量 (エコセメント化)』

(3) 命令管理シート

計画管理シート平成25～29年度									
年度	人口 (人)	ア:排出量 (t/年)	イ:排出原単位 (g/人・日)	ウ:リサイクル率 (%)	工:最終処分				
					目標	実績	実績	埋立(不燃ごみ)	搬入配分量
					搬入配分量 (m/年)	搬入量実績 (m/年)	搬入配分量 (t/年)	搬入量実績 (t/年)	目標
25	84,597	23,514	761.5	36.7	39	24	1,506	1,511	20 不燃 16.組大4
26	86,088	22,839	726.8	37.7	33	29	1,593	1,594	25 不燃 20.組大5
27	86,211	21,555	683.1	38.0	36	13	1,610	1,611	12 搬入配分量 以下 不燃 9.組大3
28	85,920	21,317	679.7	37.5	36	10	1,624	1,624	9 不燃 6.組大3
29	85,718	21,009	670.4	36.5	21	10	1,551	1,551	9 不燃 7.組大2

計画管理シート平成30～令和4年度									
年度	人口 (人)	ア:排出量 (t/年)	イ:排出原単位 (g/人・日)	ウ:リサイクル率 (%)	工:最終処分				
					目標	実績	実績	埋立(不燃ごみ)	搬入配分量
					搬入配分量 (m/年)	搬入量実績 (m/年)	搬入配分量 (t/年)	搬入量実績 (t/年)	目標
30	85,565	20,700	663.0	36.6	15	0	1,638	1,638	0 不燃 0.組大0
31	85,301	21,034	673.9	35.4	12	0	1,635	1,635	0 不燃 0.組大0
合計2	85,317	21,550	692.1	37.2	0	0	1,614	1,614	0 搬入配分量 以下 不燃 0.組大0
3	85,285	20,581	660.8	36.6	0	0	1,601	1,601	0 不燃 0.組大0
4	85,343								0 不燃 0.組大0

計画管理シート令和5～令和9年度

年度	人口 (人)	ア・排出量 (t/年)	イ・排出原単位 (g/人・日)	ウ・リサイクル率 (%)	工：最終処分						
					目標	実績	埋立(不燃ごみ) 搬入配分量 (m ³ /年)	焼却残さ 搬入配分量 (t/年)	搬入量実績 (m ³ /年)	搬入量実績 (t/年)	目標
5	85,244										不燃・粗大
6	85,143										不燃・粗大
7	84,926			610 g/人・日							搬入配分量 以下
8	84,720										不燃・粗大
9	84,501										不燃・粗大

(4) 各年度における施策管理シート

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
施策1 目標達成のための具体的な施策						
(1) 発生・排出抑制対策						
①事業系一般廃棄物の自己処理の推進	課題					
	今後の方針					
②食品ロスへの取組み	課題					
	今後の方針					
③粗大ごみの解体及び金属製品の回収	課題					
	今後の方針					
④せん定枝の回収及びチップ化	課題					
	今後の方針					
⑤不用品のリユース	課題					
	今後の方針					
(2) 適正処理の推進						
①資源物収集の見直し	課題					
	今後の方針					
②紙類の分別の徹底	課題					
	今後の方針					
(3) 収集体制の検討						
①戸別収集の徹底及び拡充	課題					
	今後の方針					
②資源物（古紙等）持ち去り防止	課題					
	今後の方針					
③排出困難者に対する収集体制の検討	課題					
	今後の方針					
④空き缶回収ボックス「かんがるー」等拠点回収廃止	課題					
	今後の方針					
施策2 市民及び事業者への情報提供や指導						
(1) 情報の提供						
①デザインを工夫した、分かりやすい広報の作成	課題					
	今後の方針					
②ごろすけだよりの定期発行	課題					
	今後の方針					
③ごみ分別アプリ及びホームページによる情報提供の充実	課題					
	今後の方針					
④ごみ排出カレンダーの作成	課題					
	今後の方針					
⑤ごみ分別ガイドの見直し及び充実	課題					
	今後の方針					
⑥I C T活用の検討	課題					
	今後の方針					
(2) 市民対応						
①出前説明会の充実	課題					
	今後の方針					
②収集事業者との連携	課題					
	今後の方針					
③市民との連携	課題					
	今後の方針					
(3) リサイクル製品の使用						
①土木建築工事におけるリサイクル資材の積極的使用	課題					
	今後の方針					

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
②リサイクル製品の使用促進に向けた啓発	課題 今後の方針					
施策3 環境学習プログラムの提供						
(1) 社会教育における環境学習プログラム						
①講座の実施	課題 今後の方針					
②ごみ処理施設等見学会の実施	課題 今後の方針					
(2) 学校教育における環境学習プログラム						
①児童あるいは生徒への環境学習講座の開催	課題 今後の方針					
②ごみ体験学習の実施	課題 今後の方針					
③ごみ処理施設での見学等の受入れ	課題 今後の方針					
施策4 市民、事業者及び他機関との連携						
(1) 市民活動との連携						
①生ごみたい肥化事業	課題 今後の方針					
②生ごみたい肥化容器等購入に対する補助制度の拡充	課題 今後の方針					
③コンポスター貸付制度	課題 今後の方針					
④生ごみの水切り習慣の定着化	課題 今後の方針					
⑤廃棄物減量等推進員との連携	課題 今後の方針					
⑥地域イベント開催時の分別力ゴ等の貸出し	課題 今後の方針					
(2) 市民の意識改革						
①「環境市民の集い」への参加	課題 今後の方針					
②イベント開催時の分別の徹底及びごみ持ち帰り運動の実施	課題 今後の方針					
③市民団体等と連携した事業活動の推進	課題 今後の方針					
④マイバッグキャンペーン等の実施	課題 今後の方針					
(3) 資源物集団回収の支援						
①資源物集団回収団体の育成	課題 今後の方針					
②資源物回収業者への支援	課題 今後の方針					
(4) 事業者との協力						
①事業者等を対象とした分別排出の指導	課題 今後の方針					
②衛生組合への搬入物の内容確認及び個別指導等の強化	課題 今後の方針					
③過剰包装の排除及び簡易包装の推進	課題 今後の方針					
④拡大生産者責任に基づいた、生産者側における自社製品の回収の促進	課題 今後の方針					

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(5) 他機関との連携						
①衛生組合、循環組合及び組織市との連携	課題					
	今後の方針					
②先進事例の調査及び視察等の実施	課題					
	今後の方針					
施策5 処理費用負担のあり方の検討						
①組織市間でのごみ処理手数料の均衡	課題					
	今後の方針					
施策6 中間処理施設の運用						
①安定した資源物の循環的利用の促進	課題					
	今後の方針					
②廃棄物処理施設の計画的更新	課題					
	今後の方針					
施策7 最終処分場の延命化						
①埋立処分量ゼロを目指した取組み	課題					
	今後の方針					
施策8 国や都への要望						
①拡大生産者責任の確立に向けた要望	課題					
	今後の方針					
②施設整備費等、自治体への補助拡大の要望	課題					
	今後の方針					

資料編

資料1 東大和市の概況

1. 位置及び面積

東大和市は、都心から西方 35km の武蔵野の一角に位置し、都心への 1 時間通勤圏にある。東は東村山市、西は武蔵村山市、南は立川市・小平市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しており、面積は 13.42km²である。

埼玉県所沢市と接する北部には多摩湖（村山貯水池）や狭山丘陵があり、緑豊かな自然を今なお色濃く残している。

多摩都市モノレールの開通等で交通網が整備されたこともあり、宅地化が急速に進展し、農地や緑地が減少傾向にある。また、市南部では、大型集合住宅の建設が続き、人口増加を遂げてきた。首都圏からの通勤に適した利便性や、狭山丘陵をはじめとした豊かな自然のある街並みなど、住宅都市としての魅力を備えたまちとなっている。



出典:令和2年版統計東やまと

図1-1 東大和市の位置

2. 人口動態

直近10年の人口動態は、以下のとおりである。

令和2年中の自然動態は、出生 565 人、死亡 818 人で差し引き 253 人減少した。社会動態は、転入 3,387 人、転出 3,116 人で差し引き 271 人増加した。

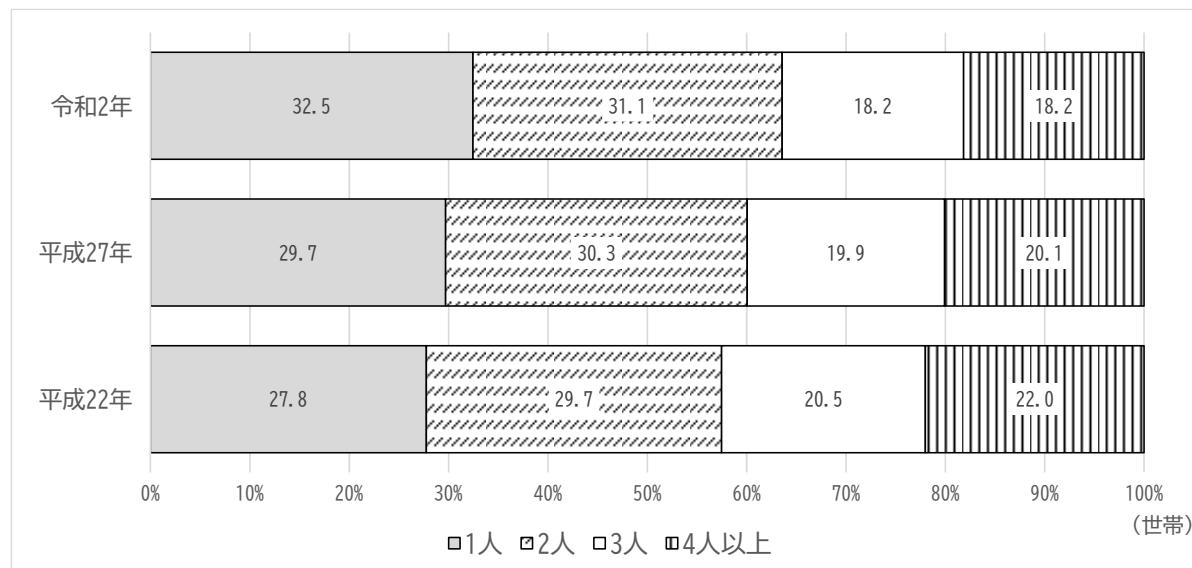
表1-1 人口動態(各年1月1日現在)

年次	年間増加数	自然動態			社会動態			(単位:人)
		出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	
平成23年	207	699	678	21	3,297	3,111	186	
平成24年	392	765	694	71	3,733	3,412	321	
平成25年	452	691	694	-3	3,860	3,405	455	
平成26年	872	692	667	25	4,032	3,185	847	
平成27年	-102	778	780	-2	3,231	3,331	-100	
平成28年	-139	720	748	-28	3,307	3,418	-111	
平成29年	-295	719	761	-42	3,213	3,466	-253	
平成30年	-181	656	805	-149	3,348	3,380	-32	
平成31年	-323	572	792	-220	3,246	3,349	-103	
令和2年	18	565	818	-253	3,387	3,116	271	

出典:令和2年版統計東やまと

3. 世帯人員別世帯数の推移

世帯人員別世帯数においては、単身世帯が増加傾向にあり、令和2年度には3割を超えており、2人世帯と合わせると63.6%と6割を超えていている。

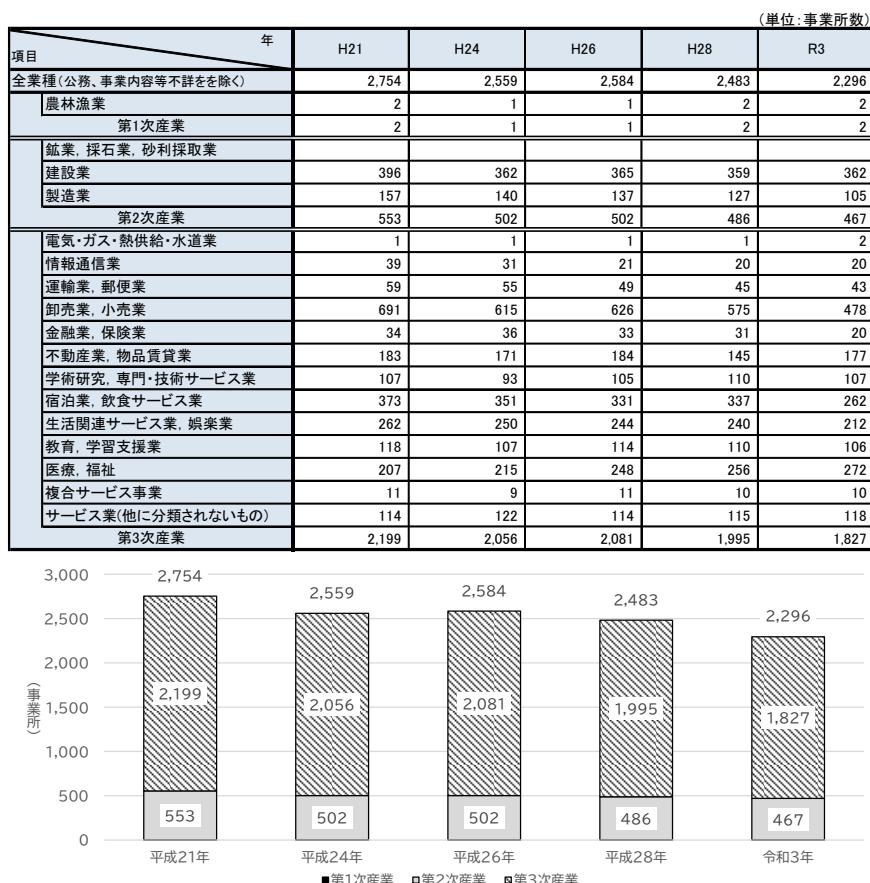


出典：国勢調査

図1-1 世帯人員別世帯数の推移

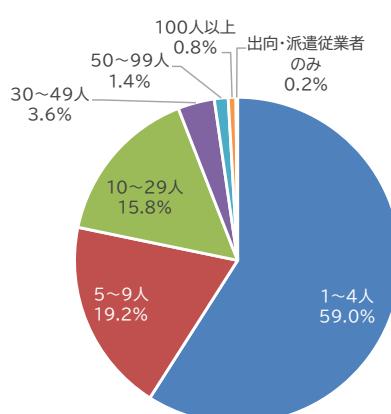
4. 事業所数の推移

事業所数の約8割を小売業・サービス業等の第3次産業が占めている。また、事業所数全体では年々減少傾向にあり、令和3年は2,296事業所であり、平成21年から458事業所減少している。平成28年の従業者規模別の事業所数は小規模事業所の割合が高く、従業者10人未満の事業所が78.2%と約8割を占めている。



出典:H24・28年経済センサス－活動調査、H21・26年経済センサス基礎調査、R3年経済センサス－活動調査速報

図1-2 事業所数の推移



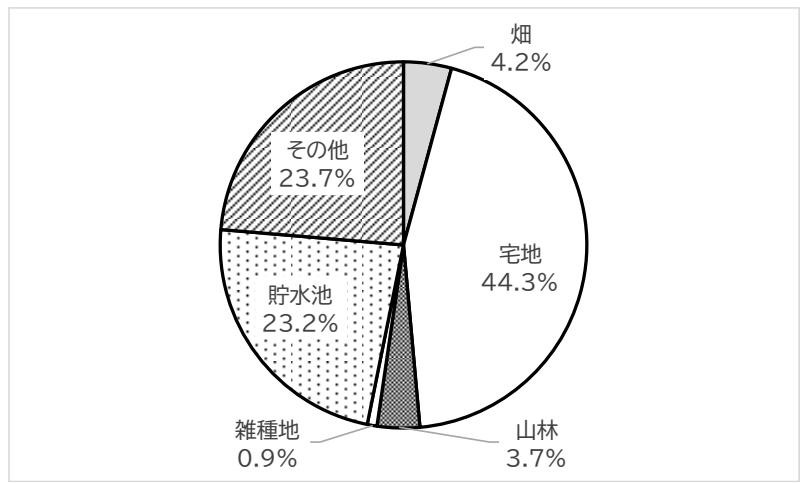
出典:H28 経済センサス－活動調査

図1-3 従業者規模別の事業所数(平成28年)

5. 土地利用

土地利用の状況は、以下のとおりである。

令和2年1月1日現在の状況では、宅地 44.3%、貯水池 23.2%、畑 4.2%、山林 3.7%、雑種地 0.9%、その他 23.7%である。



出典:令和2年版統計東やまと

図1-2 地目別割合(令和2年1月1日現在)

用途地域種別面積は、以下のとおりである。

表1-2 用途地域種別面積

(令和3年1月1日 現在)

	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準居住地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域(特別工業地区)
面積(約ha)	931.1	144.8	59.6	66.0	5.8	30.4	33.6	8.4	2.4	71.9
構成比(約%)	68.8	10.7	4.4	4.9	0.4	2.2	2.5	0.6	0.2	5.3

注：面積(ha)については、都市計画決定面積とする。単位未満は四捨五入をしたため実際の値とは異なる。

出典:令和2年版統計東やまと

資料2 清掃事業の現状

1. 市の中間処理施設

東大和市資源物等選別作業倉庫、缶びん等選別作業倉庫の位置を以下に示す。

また、3市共同資源物中間処理施設である「エコプラザ・スリーハーモニー」についても、併せて図示する。



図2-1 市の中間処理施設の位置

2. 収集地区割

廃棄物及び資源物は、品目と地区ごとに下記のとおり収集を行っている。

表2-1 収集地区割

区分	収集日	収集地区
可燃ごみ	月曜日・木曜日	芋窪・蔵敷・上北台・立野 仲原・向原・桜が丘
	火曜日・金曜日	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖 湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
不燃ごみ	火曜日(月1回)	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	木曜日(月1回)	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	水曜日(月1回)	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	金曜日(月1回)	仲原・向原・桜が丘
容器包装プラスチック	水曜日	芋窪・蔵敷・上北台・立野 仲原・向原・桜が丘
	月曜日	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖 湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
紙類・布類	火曜日 (不燃ごみの収集週を除く)	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	木曜日 (不燃ごみの収集週を除く)	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	水曜日 (不燃ごみの収集週を除く)	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	金曜日 (不燃ごみの収集週を除く)	仲原・向原・桜が丘
ペットボトル・缶・びん ※ 「ペットボトル」と 「缶・びんの収集は別日。 第5週の収集はなし」	金曜日(月2回)	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	水曜日(月2回)	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	木曜日(月2回)	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	火曜日(月2回)	仲原・向原・桜が丘
有害ごみ・スプレー缶類 ※ 「有害ごみ」と「スプ レー缶類」の収集は別 日。第5週の収集はなし」	金曜日(月1回)	芋窪・蔵敷・上北台・立野
	水曜日(月1回)	狭山・清水・清原・新堀・多摩湖
	木曜日(月1回)	湖畔・奈良橋・高木・中央・南街
	火曜日(月1回)	仲原・向原・桜が丘

3. 排出物の発生状況

(1) ごみ質の経年変化

衛生組合に搬入される可燃ごみの組成は表2-2、不燃ごみの組成は表2-3のとおりである。

令和3年度の組成比率を見ると、可燃ごみでは紙類が45.8%と最も多く、次いでプラスチックが18.0%を占めている。不燃ごみでは、プラスチックが最も多く34.9%、次いで土砂・陶磁器が28.1%の順となっている。

表2-2 可燃ごみの組成(湿ベース)

(単位:%)

	可燃ごみ量	紙類	厨芥	繊維	木・草	その他可燃物	プラスチック	ゴム・皮革	金属	ガラス	土砂・陶磁器	その他不燃物
H24年度	16,128	32.3	28.9	3.4	17.4	1.6	15.0	0.0	1.0	0.1	0.3	0.0
H25年度	16,070	36.6	21.8	4.2	15.6	3.9	16.4	0.2	0.8	0.4	0.1	0.0
H26年度	15,387	41.8	20.6	3.3	19.0	2.6	11.2	0.4	0.5	0.4	0.2	0.0
H27年度	14,585	47.5	19.4	3.5	9.3	2.6	16.3	0.2	0.8	0.3	0.1	0.0
H28年度	14,462	35.6	19.1	5.7	24.6	1.4	12.5	0.2	0.5	0.4	0.0	0.0
H29年度	14,439	36.6	23.7	4.7	19.0	2.2	11.7	0.2	1.2	0.5	0.2	0.0
H30年度	14,207	41.9	23.3	5.4	11.0	0.9	14.9	0.1	1.4	0.1	1.0	0.0
H31年度	14,647	40.1	25.9	5.4	11.1	2.3	13.7	0.1	0.9	0.4	0.1	0.0
R2年度	14,845	46.8	20.7	4.8	6.2	3.3	16.9	0.5	0.5	0.1	0.2	0.0
R3年度	14,286	45.8	14.0	4.7	7.4	9.0	18.0	0.2	0.8	0.1	0.0	0.0

表2-3 不燃ごみの組成(湿ベース)

(単位:%)

	不燃ごみ量	紙類	厨芥	繊維	木・草	その他可燃物	プラスチック	ゴム・皮革	金属	ガラス	土砂・陶磁器	その他不燃物
H24年度	965	3.6	1.3	1.2	3.4	0.2	49.4	6.9	18.9	7.0	6.3	1.8
H25年度	982	1.5	1.2	0.9	0.7	0.1	54.9	4.9	22.9	3.9	8.4	0.6
H26年度	924	0.3	0.0	0.0	0.5	0.0	51.1	1.3	32.4	6.2	8.2	0.0
H27年度	598	0.3	0.1	0.2	0.4	0.0	43.1	2.6	23.3	10.6	17.3	2.1
H28年度	616	0.8	0.0	0.9	0.7	0.0	39.3	0.9	37.2	8.5	10.8	0.9
H29年度	652	1.0	0.5	2.6	0.4	0.0	29.7	3.4	31.1	10.8	20.7	0.0
H30年度	656	0.3	1.0	0.2	7.9	0.0	33.5	4.7	32.6	7.4	12.2	0.2
H31年度	715	1.0	0.0	0.0	0.3	0.2	38.4	0.3	33.5	10.6	10.3	5.4
R2年度	811	0.7	0.0	0.0	1.0	0.0	50.2	2.9	29.6	7.3	7.9	0.5
R3年度	709	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	34.9	1.5	26.0	7.9	28.1	0.8

(2) 資源物収集量

ア 資源ステーション収集量

容器包装プラスチックについては、平成26年8月以降は戸別収集（一部地域は除く）を実施している。

表2-4 資源ステーション収集量の推移

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
紙類	2,067	2,351	2,390	2,316	2,219	2,106	2,106	2,120	2,245	2,140
布類	335	345	358	364	381	413	408	394	418	387
びん類	596	607	569	544	531	526	485	485	530	501
缶類(アルミ缶)	125	126	113	105	102	102	101	116	127	117
缶類(スチール缶)	120	115	100	87	80	76	73	80	90	176
ペットボトル	269	258	216	182	183	157	164	144	194	155
容器包装プラスチック	931	938	960	928	880	845	840	733	796	773

イ 拠点回収量

表2-5 拠点回収量の推移

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
紙パック	9.9	8.4	7.7	5.6	3.5	3.7	2.4	1.6	1.0	1.0
白色トレイ	1.8	1.3	1.4	1.0	0.7	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0

※空き缶及びペットボトルの拠点収集量は資源ステーション収集量に含める。

ウ その他の資源物収集量

表2-6 その他の資源物収集量の推移

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
乾電池(有害ごみ)	15.4	16.1	16.9	19.6	21.4	20.0	22.0	21.0	24.0	23.0
蛍光管(有害ごみ)	6.9	6.8	7.7	8.9	9.3	8.0	8.0	7.0	8.0	7.0
粗大ごみ	95.1	98.5	105.9	90.2	125.2	121.0	117.0	123.0	148.0	132.0
不用はがき	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4
せん定枝	264.5	269.8	275.2	261.4	204.4	10.0	5.0	9.0	5.0	8.0

工 資源物集団回収量

資源物集団回収の実施団体は 45 団体である。(令和 3 年度実績)

表2－7 資源物集団回収量の推移

(単位:t/年)

区分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度
紙類	885.0	890.1	930.2	937.0	927.7	933.0	885.0	786.0	647.0	648.0
布類	42.7	46.7	59.5	70.2	76.6	83.0	81.0	75.0	72.0	70.0
金属類	43.8	48.1	52.4	57.5	60.2	67.0	66.0	59.0	60.0	58.0
びん類	65.5	64.5	75.1	79.8	84.0	97.0	102.0	88.0	73.0	71.0
プラスチック類	27.1	29.1	32.5	31.5	33.0	35.0	40.0	31.0	29.0	30.0

4. 東大和市廃棄物減量等推進審議会

「東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」（以下「条例」という。）及び「東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」（以下「施行規則」という。）により、ごみ対策課が事務を行っている。

表2-8 審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	令和4年6月29日	1 会長・副会長の選任 2 【諮問】東大和市一般廃棄物処理基本計画の改定について 3 【審議】東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）の改定について 4 【報告】事業系一般廃棄物処理手数料の改定案について 5 その他
第2回	令和4年8月17日	1 【審議】東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）素案 2 その他
第3回	令和4年10月5日	1 【審議】東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）素案 2 その他
	パブリックコメント	実施期間：令和4年11月1日～11月30日
第4回	令和5年1月18日	
第5回	令和5年2月8日	



東大和市一般廃棄物処理基本計画(ごみゼロプラン)

令和4年11月

発行:東大和市 市民環境部 環境対策課 ごみ減量係

住所:〒207-8585 東大和市中央3-930

電話:042-563-2111 内線1241

FAX:042-516-8084

Mail:gomigenryou@city.higashiyamato.lg.jp